

平成27年6月高浜市議会定例会会議録（第2号）

日 時 平成27年6月18日午前10時

場 所 高浜市議事堂

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

一般質問者氏名

1. 長谷川広昌議員 (1) 財政改革について
2. 浅岡保夫議員 (1) 新教育委員会制度について
3. 小野田由紀子議員 (1) アレルギー対策について
(2) 認知症対策について
4. 黒川美克議員 (1) 市民と協働のまちづくりについて
(2) 教育行政について
5. 小嶋克文議員 (1) 生活困窮者自立支援制度について
(2) 瓦サミットの開催を
6. 北川広人議員 (1) 交通行政について
(2) 福祉行政について

出席議員

1番	杉浦康憲	2番	神谷利盛
3番	柳沢英希	4番	浅岡保夫
5番	長谷川広昌	6番	黒川美克
7番	柴田耕一	8番	幸前信雄
9番	杉浦辰夫	10番	杉浦敏和
11番	神谷直子	12番	内藤とし子
13番	北川広人	14番	鈴木勝彦
15番	小嶋克文	16番	小野田由紀子

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市長 吉岡初浩

副市長	神谷坂敏
教育長	岸上善徳
企画部長	加藤元久
総合政策グループリーダー	木村忠好
人事グループリーダー	野口恒夫
総務部長	新美龍二
行政グループリーダー	山本時雄
行政グループ主幹	杉浦嘉彦
財務グループリーダー	内田徹
市民総合窓口センター長	大岡英城
市民生活グループリーダー	山下浩二
福祉部長	神谷美百合
地域福祉グループリーダー	杉浦崇臣
地域福祉グループ主幹	安蒜丈範
介護保険・障がいグループリーダー	竹内正夫
福祉まるごと相談グループリーダー	野口真樹
生涯現役まちづくりグループリーダー	磯村和志
保健福祉グループリーダー	加藤一志
こども未来部長	中村孝徳
こども育成グループリーダー	都築真哉
文化スポーツグループリーダー	岡島正明
都市政策部長	深谷直弘
都市整備グループリーダー	田中秀彦
都市防災グループリーダー	芝田啓二
都市防災グループ主幹	神谷義直
地域産業グループリーダー	板倉宏幸
学校経営グループリーダー	内藤克己
学校経営グループ主幹	岡本竜生
監査委員事務局長	杉浦義人

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	森野隆
主査	内藤修平

議事の経過

○議長（幸前信雄） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほどよろしく願いいたします。

午前10時00分開議

○議長（幸前信雄） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（幸前信雄） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（幸前信雄） 日程第1 一般質問を行います。

議事運営上、質問については通告順に従って発言を許します。

なお、関連質問については、通告による質問が終了してから発言を認めますので、そのように御了承をお願いいたします。

5番、長谷川広昌議員。一つ、財政改革について。以上、1問についての質問を許します。

5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） おはようございます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、さきに通告いたしました財政改革について、一問一答方式で一般質問をさせていただきます。

先月、財務省は、国の借金が2014年、年度末で1,053兆3,572億円になったと発表しました。これは国民1人当たり約830万円の借金を抱えていることとなります。なお、2015年、年度末の国の借金は1,167兆円になるという見込みでございます。また、首相がマクロ経済や予算編成の大枠を決める政府の経済財政諮問会議において6月末までに財政健全化計画をまとめるよう指示したということであり、国・地方双方において財政の健全化をしていくことが急務の課題でございます。

それは本市においても例外ではございません。私は1期目においても財政に関する質問等をたくさんさせていただきましたが、高浜市がよくなるためには財政改革をさらに推し進めていかなければならないと考えております。徹底的に税金の無駄をなくし、行政コストを下げていかなければなりません。歳出改革においては、聖域なく徹底的に見直すこと、予算を真にゼロベースか

から見直し、資源配分を大胆に変えていくことが重要になっていくと考えます。

また、国においても、経済成長の中で、めり張りのきいた歳出削減を行うという方針であり、歳入増については経済成長次第のところが多分にあり、やはり確実なのは歳出の削減になるのだろうと考えます。本市においても、まさに財政の硬直化が進む中、歳出削減を中心とした財政改革を行わなければ、少子高齢化や公共施設の老朽化等に対応する財源の確保や今後さらに多様化する行政サービスの質を高くすることが困難となります。

そこで、まず財政改革が市民の皆さんから見て何を改革するのかをわかりやすく示していくことが必要であり、まさに見える化が非常に重要になってくると考えます。

そこで質問でございますが、ことしの8月に事業費削減計画を策定するというところでございますが、どのような計画になるのか具体的に教えてください。

○議長（幸前信雄） 総務部長。

○総務部長（新美龍二） それでは、お答えをさせていただきます。

昨年6月の全員協議会におきまして、平成26年度から40年間の長期財政見通しを作成しまして、本市では、公共施設に係る大規模改修の第一波が平成28年度から平成36年度において押し寄せ、この間、投資的経費が増加することにより、平成38年度には基金が枯渇するという見込みをお示しさせていただいたところでございます。

そして、このような状況に陥らないためには、公共施設のあり方を進めるだけでなく、あわせて行政サービスのあり方、つまり既存の行政サービスの全般的な見直しが必要であるとし、公共施設あり方計画（案）の地区説明会でも市民の皆様へ申し上げ、また本年3月議会の施政方針でも市長が申し上げたところでございます。

そこで、御質問の事業費の削減計画でございますが、中期基本計画における個別目標「将来を見据えた計画的・効果的な財政運営を行います」の実現に向け、今後の歳出削減に向けた新たな取り組み（案）をお示しするものでございます。

具体的には、本年2月の公共施設あり方検討特別委員会でお示しをしました歳出削減に向けた新たな取り組み事例などをさまざまな分野の見直しを視野に入れまして作成し、平成27年度に策定してまいります20年間の公共施設等総合管理計画に合わせた長期財政計画に盛り込んでまいりたいと考えております。

○議長（幸前信雄） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） わかりました。ありがとうございます。

それでは、いつから本格的な議論を始めたのでしょうか。

○議長（幸前信雄） 財務グループ。

○財務G（内田 徹） 対外的には、ただいま部長の答弁にございましたように、本年2月の公共施設あり方検討特別委員会で、高浜市公共施設あり方計画（案）推進プランの新たな取り組み

事例及び歳出削減に向けた新たな取り組み事例をお示したところからであると考えております。その後の検討としましては、3月には過去10年間の事業別決算額の推移を調査するとともに、今年度は4月に長期財政計画及び事業費削減計画の策定に向けた全庁的な基礎調査及びヒアリングを実施しております。

また、これに並行して、5月には総務部長以下の組織として行政サービスあり方検討部会を立ち上げ、全庁的な視点から歳出削減策を検討しているところであります。

○議長（幸前信雄） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） ありがとうございます。

冒頭に申し上げましたように、市民の皆さんに何を改革するのかをわかりやすく示していく必要があります、見える化が非常に重要になると思います。計画策定についての考え方や計画について、どのように市民の皆さんに示していくのでしょうか。

○議長（幸前信雄） 財務グループ。

○財務G（内田 徹） 御承知のとおり、昨年度は6月に策定いたしました公共施設あり方計画（案）に係ります地区説明会を8月から10月までの間、各小学校区において5回開催させていただきました。公共施設の問題と市の財政は不可分な関係にありますことから、説明会では、市の財政につきまして、歳入歳出の状況、起債・基金の状況のほか、さらなる高齢化の進展により社会保障費の増加が見込まれる中で、その財源をたやすく捻出できるものではありませんので、将来的な歳入歳出の差額を埋めるためには、公共施設の更新費用の削減、行政サービスの見直しに取り組んでいかなければならないことを御説明させていただきました。

1問目の部長答弁で、平成28年2月を目途に公共施設等総合管理計画と長期財政計画を策定していくことを申し上げましたが、策定に先立つ本年秋ごろから住民説明会の開催を予定しておりますので、説明会等の機会を活用するとともにホームページでの公表にも努めてまいりたいと考えております。

○議長（幸前信雄） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） わかりました。ありがとうございます。ぜひしっかりと市民の皆さんにわかりやすい見える化をよろしく願います。

御答弁にございました住民説明会の開催等におかれましても、ただ開催するというだけではなく、一人でも多くの市民の皆さんに、その計画を見ていただける、知っていただけるよう、さまざまな角度からの見える化の展開を要望しておきます。

本市は、これまで過去にさまざまな手法を用い、歳出削減、見直しの取り組みを何度か行ってきましたが、量的な目標がなかったとか、思い切った歳出削減に対する関係団体等の理解が得られなかったとか、歳出削減をする道筋が明らかではなかったなどの理由により、定性的手段に終始してきたと思います。

こういった過去の経緯を踏まえ、今回の計画策定は、具体的な目標、手段、工程を明示し、具体的かつ実効性のある計画策定を期待しますが、いかがでしょうか。

○議長（幸前信雄） 総務部長。

○総務部長（新美龍二） 本年3月の施政方針におきまして、市長は、厳しい財政状況の中、これから本市の経営の鍵となるものは、公共施設のあり方と行政サービスのあり方を両輪とした取り組みを進めていくと述べられております。今回取り組んでまいります公共施設等総合管理計画、事業費削減計画を盛り込んだ長期財政計画の策定そのものが、まさに公共施設のあり方と行政サービスのあり方を両輪とした取り組みの見える化であり、今後の高浜市の財政の健全化につながるものだというふうに考えております。

また、先ほど申し上げましたように、事業費削減計画は公共施設の総量圧縮と同様に本市としても初めての取り組みとなってまいります。具体的な見直し事業、項目につきましては、見直しの検討期間や実施時期、削減額等を明確にお示ししてまいりたいと考えております。

○議長（幸前信雄） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） ありがとうございます。わかりました。

しかしながら、これらの計画の策定のみが見える化と捉えるのではなく、策定までの過程や計画の実効性もこれからは非常に問われてくると思います。具体的な改革目標を定めて取り組みを推進するとともに、進捗状況をしっかりと見える化し、PDCAサイクルを着実に回していくことが重要であり、これまでにない具体的かつ実効性のある計画策定をぜひよろしくお願いいたします。

そして、こういった計画を最終的には毎年の予算編成につなげていかなければなりません。1期目に私が予算編成改革を提案しましたが、その後、どう予算編成が改善されたのか、教えてください。

○議長（幸前信雄） 財務グループ。

○財務G（内田 徹） 平成27年度当初予算編成は、例年より20日ほど早め、10月1日に予算編成方針を提示し、早期の予算編成に着手いたしております。この編成時期の前倒しは、前年度から予算査定を復活させたことにより日程等にふぐあいが生じ、その検証から実施したものであります。

日程の前倒しによりまして査定段階の時間を多く確保できたことから、予算編成会議における事業の優先順位づけの審議時間を充実させることができたものと捉えております。また、策定段階の最終調整時間を多く確保できたことから、起債の借り入れ、基金の取り崩し、その他財源確保等における最終調整をしっかりと行うことができたものと考えております。

○議長（幸前信雄） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） わかりました。ありがとうございます。

さらによくなるよう、見える化、PDCA、トップダウンにより、さらに改善してもらいたいと思いますが、そこで一例として、現在の副市長を筆頭とした教育長及び7名の各部局長により構成する予算編成会議がございますが、筆頭にはぜひ市長を据えていただきたいと以前よりお伝えしておりますが、なぜ市長をトップにしないのか。また、平成27年度当初予算編成においては予算編成会議で具体的にどのような議論がなされたのか教えてください。

○議長（幸前信雄） 総務部長。

○総務部長（新美龍二） それでは、私のほうから、ただいま御質問がございました予算編成会議のトップをなぜ市長にしないのかにつきましてお答えをさせていただきます。

本市では、当初予算要求の前に、市長、副市長と、そして各部局による事前課題ヒアリングというものを実施しております。これは市長が目指す施策や事業の方向性、また各部局が抱える諸問題への対応といったことについて、情報共有あるいは確認を事前に行い、予算編成に取り組むというものでございます。まさにトップの意思が予算要求に反映される仕組みを高浜市では取り入れております。当初予算要求の最初から市長みずからが直接かかわるといった仕組みは、他市にはない本市独自の取り組みであると考えております。

一方、市長の職務は広範囲に及んでまいります。予算編成会議を設置し、事業の優先順位づけ、その他各部局等との調整は、副市長以下で調整を行い、最終的な判断は市長査定において行うという現行の仕組みは、能率的かつ効率的な予算編成の進め方であるものと考えておりますので、予算編成会議につきましては副市長をトップとした現体制で進めてまいりたいと考えております。

○議長（幸前信雄） 財務グループ。

○財務G（内田 徹） 御質問の2点目、予算編成会議での議論内容であります。予算要求額の伸び率の高い部局の予算内容や性質別・目的別の歳入歳出等の概要等の情報共有を行っております。特に歳出面では、工事請負費、修繕料については、安全面、防災面、緊急性等の観点から優先順位づけを行い、全体的な調整を図っております。

また、本年度の予算編成では、新たな取り組みとして、新規・拡充事業につきましては、各グループから事業の必要性、有効性などをプレゼンテーション方式で説明を求め審議をしており、委員からは組織横断的な認識や対応を行うことができたのではないかと評価をいただいております。一例といたしましては、防災資機材の整備では、防災対策を所管する都市政策部を中心に、福祉避難所を所管する福祉部、保育園・幼稚園を所管するこども未来部、小学校・中学校を所管する教育委員会が、それぞれ情報交換を行いながら全体的な整備のあり方を含めて一体的に予算計上をさせていただいたところであります。

○議長（幸前信雄） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） わかりました。ありがとうございます。

しかし、私はもっともっと市長の意思が反映される体制が必要ではないかと考えております。

これからの時代、先ほどから再三申し上げてまいりましたが、市民の皆さんにわかりやすく見える化することが不可欠なことだと思いますので、次の予算編成から、予算編成会議の議論の見える化、そしてトップダウンについてもさらに改善してもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（幸前信雄） 財務グループ。

○財務G（内田 徹） 予算編成会議の議論の見える化であります。広い意味で予算を予算編成過程と予算の内容に分けてみますと、予算編成過程をできるだけオープンにする取り組み自体は望ましいことではございますが、議員も御存じのとおり、予算編成は、秋以降、翌年2月までの限られた時間内で膨大な事務量を一気に進めていかなければならないという、非常にタイトな事務作業であります。そうした状況の中で、中期基本計画に定めます市の財政状況に関心を持っている人の割合を高めるといった観点からは、全国的には「わかりやすい予算書」「わかりやすい決算書」などの名称で取り組まれているような、主な事業の内容を知っていただく、財政の状況を理解していただく、税金の使途に対する説明を行うといった予算の内容の見える化に限られた人員体制を振り向けてまいりたいと考えております。

次に、トップダウンにつきましては、さきの部長答弁のとおり、既にトップの意思が予算編成に反映される仕組みを取り入れているところでありますので、よろしく願いいたします。

○議長（幸前信雄） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） ありがとうございます。

予算、決算といった市の財政状況の公表に力を入れることは、もう今の時代、当たり前になっていると思います。そこから一歩進み、市民の皆さんの大切な税金でございます。いかにその税金が公正・公平に使われているのか、もっとオープンに示していくためにも、会議でどのような議論がなされたのか、異なる意見は議論なしに排除されていないかなど、透明性を高める見える化も必要だと私は考えますので、改善を要望し、この質問を終わります。

次に、平成28年2月までに長期財政計画、今後20年間のものを策定するというところでございますが、なぜ20年間なのでしょう。国やほかの地方公共団体を見ても、長期財政計画と言えるものは総じて10年でございます。国から策定要請のあった公共施設等総合管理計画についても計画期間は10年でもよいわけであって、先を予測することが大変困難なこの時代、あえて長期財政計画を20年とし、実効性のある計画が策定できるのか、疑問を持ちますが、いかがでしょうか。

○議長（幸前信雄） 総務部長。

○総務部長（新美龍二） 総務省の公共施設等総合管理計画策定に当たっての指針というものがございまして、この計画の期間につきましては、最低10年以上という言い回しがされております。これを考えてみますと、公共施設の老朽化問題への取り組みというのは今までにない相当な長期間に及ぶものということから、従来の発想にない取り組みだと私は捉えております。ですから、

他の計画とは異なるものというふうに思っております。

ちなみに、現在、全国で公共施設等総合管理計画の策定が始まっております。それを見てもみると、10年というのがありますが、40年を期間としたものまで、その期間はさまざまなものとなっております。参考までに、愛知県も本年度公共施設等総合管理計画を策定されておりますけれども、愛知県の計画は15年という計画期間で策定をされております。

そこで、高浜市の公共施設等総合管理計画でございますが、本市では、長谷川議員御案内のとおり、既に40年間の公共施設あり方計画を策定して、その推進の第一歩となる市庁舎整備事業をスタートさせ、20年間の債務負担行為を設定したところでございます。この20年間に本市の公共施設老朽化問題への取り組み40年間の前期分として位置づけ、策定してまいりたいと考えております。

次に、長期財政計画の計画期間を20年とした主な理由について申し上げます。

基本的には、先ほどから申し上げております総務省の公共施設等総合管理計画策定に当たっての指針、これを遵守すること。また、公共施設あり方検討特別委員会の審議過程におきまして、庁舎リース期間の財政状況、財政運営をしっかりと示すべきとの御意見をいただいていること。また、3月議会定例会における附帯決議におきまして、財政根拠を持った総合管理計画を策定することについての決議をいただいていること。こうしたことから、公共施設等総合管理計画の計画期間と整合性を図るというものでございます。

次に、実効性ある計画が策定できるのかとの御心配をいただきましたが、長期財政計画の策定に当たりましては、将来に向けての持続可能な財政運営が担保されているかをお示しすることが必要であります。一方、20年間の長期財政計画の策定となれば、今後の後期基本計画の策定や総合計画の会計額の改定などにも活用できる大変有益なものとなると考えておりますので、できるだけ精緻なものとなるよう汗を流してまいりたいと考えております。

また、当然のことながら長期の計画となりますので、その時々为社会経済状況の変化あるいは行政環境の変化に応じて見直しは適時行っていきたいと考えておりますので、よろしく御願ひ申し上げます。

○議長（幸前信雄） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） わかりました。ありがとうございます。

公共施設等総合管理計画の期間は、長期的視野に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うためという国の策定趣旨から、愛知県と歩調を合わせ15年、一步譲って20年でもよいとは思いますが。しかしながら、私は、長期財政計画についての計画期間は長くて10年、ましてや先ほどの事業費削減計画も盛り込むのであれば、今の時代、5年でも長いのかなと思っております。計画を策定するのであれば、計画の実効性は必ず問われてくると思っておりますので、その辺のことをしっかりと受けとめ、計画を策定していただきたいと思っております。

また、発生主義・複式簿記の導入等についても、平成27年度から平成29年度までに行うよう総務大臣通知により要請されているところでもあり、私はこの複式簿記の導入後に長期財政計画を策定しても遅くはないと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（幸前信雄） 総務部長。

○総務部長（新美龍二） ただいまの御質問の中で、私のほうから、財政計画について、長くて10年、今の時代、5年でもよいという御意見をいただきましたが、私どもは市民の皆様方には地区説明会におきまして40年間の長期財政シミュレーションをお示しし、先ほども申し上げましたが、38年度で基金が枯渇し、その後の予算編成が困難になるという厳しい将来をお示しし、このためにはできるだけ早く対応しないととんでもないことになる。できるだけ早期に取り組み、少しでも傷を抑える。このことが必要であると申し上げてまいりました。

このため、公共施設の老朽化問題と行政サービスのあり方を両輪として取り組むことにより、10年先の平成38年度以降も健全な財政運営が可能な状況にあるといった財政計画を市民の皆様にはしっかりお示しすることは、当然のことであると考えております。言いかえれば、10年間あるいは5年間の財政計画では、逆に市民の皆様には地区説明会を通して申し上げてきたことの説明がつかないということにもなりかねます。20年間の長期財政計画、これはまさしく長谷川議員が何度も言われておりますけれども、財政の見える化の一つでもあるというふうに私は考えております。

○議長（幸前信雄） 財務グループ。

○財務G（内田 徹） 2点目の複式簿記導入後に長期財政計画を策定しても遅くないのではないかと御質問でございますが、何度も申し上げますが、私どもは公共施設等総合管理計画と市の財政計画は一体のものであると考えておりまして、市庁舎整備事業の債務負担行為に係る附帯決議、財政根拠を持った総合管理計画を策定することとの御趣旨も、これらを一体のものとして策定することを求められているものと理解をいたしております。

そうした中で、公共施設等総合管理計画と地方財政措置との関連を見てみますと、公共施設等総合管理計画の策定・実施を行う地方自治体に対して、国の財政支援を重点化するなどのめり張りを行うとの閣議決定がなされており、総合管理計画をつくって頑張っているところに社会資本整備交付金などの支援が重点化されるのではないかと理解をいたしております。こうしためり張りがつけられるということになりますと、総合管理計画を早期に策定する必要が生じてまいります。また、公共施設の解体、集約化、複合化を進めていく上で、新たな地方債措置が創設をされておりますが、これにつきましても総合管理計画に基づく事業を起債対象といたしております。

このように国の支援体制が整備されてきた状況を受け、財源確保の観点からも本市の公共施設等総合管理計画を早期に策定することとし、これと一体性のある長期財政計画につきましても、繰り返しとなりますが、歩調を合わせて策定をしていくものでございます。

○議長（幸前信雄） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） わかりました。ありがとうございます。

先ほど総合管理計画は一步譲って20年でもよいと思うと申し上げましたが、今御答弁にありました総合管理計画を長期財政計画と一体のものとして歩調を合わせ、財政根拠を持った総合管理計画の策定をするというのであれば、変化が激しく先の見えない時代でもあります。初めから総合管理計画の20年に期間を設定するのではなく、計画期間をまずは10年とし、随時不断の見直し、充実を図っていったほうがいいでしょうか。

また、総合管理計画の財源については、そもそも総合管理計画を策定する際には、国から中長期的な経費やこれらの経費に充当可能な財源見込みを盛り込むよう要請されていると思います。そして、総合管理計画の策定期間についても、これまでの市の取り組みや考え方もあるかと思いますが、中央公民館機能移転問題、旧高浜市立病院の建てかえの問題など、目の前に大変大きな問題や不確定要素がまだまだあるのではないのでしょうか。時間を急ぎ無理に策定すれば、よいものできないと思いますし、さらなる議論や市民の皆さんへの見える化が必要だと思います。私は、急がずに1年おくらせて、国が要請している平成29年3月までに総合管理計画を策定していくほうがよいと考えます。

また、長期財政計画についても、20年という計画期間や、なぜそんなに策定期間を急ぐのかも私には理解しかねます。理由として一例を申し上げますと、平成26年度の当初予算編成における法人市民税予算額がございまして。私は市当局の提案する法人市民税予算額6億5,000万円は少な過ぎると指摘をさせていただきました。そして、実際、平成26年度の法人市民税の決算額は約9億7,000万円になるということで、3億円超の見込み誤りになるということでございまして。また、国においても、現在、平成32年度まで、向こう5年間の具体的かつ実効性のある財政健全化計画が求められているさなかでございまして。

本市においても1年先のことでさえなかなか予測しがたく、国においても現在5年間の財政健全化計画の策定において計画の実効性が問われているところでございまして。そこを20年間もの長い間、計画の実効性を伴っていかなければならないのは、非常に難度の高い計画であることを肝に銘じ、もっとじっくりと市民の皆さんにわかりやすく複式簿記の導入等ツールがそろったところで見える化を推進し、具体的かつ実効性が伴う事業費削減計画と長期財政計画の策定を期待いたします。

最後に、もっともっと高浜市がよくなるため、市民の皆様の生活をより豊かにするため、税金の無駄をなくし、行政コストを下げる財政改革をぜひ断行していただきたい。よりよい予算編成、計画策定等につなげていただけることを期待し、一般質問を終えたいと思います。ありがとうございました。

○議長（幸前信雄） 総務部長。

○総務部長（新美龍二） 最後、私どもの思いを一つ述べさせていただきたいと思っております。

高浜市がこれまで取り組んできた公共施設の老朽化問題というのは大変なことなんです。その状況を地区説明会、また公共施設のあり方検討特別委員会の中でも、いろいろな情報をお示しし、進めてまいりました。今は、あしたやるのではなくて、今やらなければならない、こういう状態に高浜市は置かれております。

長期財政計画につきましても、これはもう見解の相違だと思いますが、先ほど長谷川議員が国の総合管理計画策定に当たっての中で、公共施設の維持管理費、修繕、更新等に係る経費、あるいは財源、こういったものを盛り込むということが出ておるとおっしゃいましたけれども、まさしくこれが財政計画をつくれということだと私は捉えております。なぜならば、財源見込みだけを上げたとしても、その後、多分、市債の残高はどうなるんだ、基金の状況はどうなるんだ、こういった話になってまいりますので、当然のことながら、その裏づけとなるものはつくっていかなければならないというふうに考えております。

また、20年間という長いスパンでございますけれども、どれだけ精緻なものになるかということも疑問だということになってまいりますけれども、公共施設の総合管理計画策定に当たって、こんな考え方を出されている大学の先生もございます。ひとつ紹介させていただきますと、東洋大学の公共施設の関係のオーソリティというんですか、専門的な根本教授。今回の総合管理計画の策定というのは、大変長期に及んでくる。これは50年だということぐらい申されております。しかし、その中で将来の状況がわからないという意見が出るけれども、そこで策定した財政計画というのは、そんなに大きな乖離はないだろうと。そもそもつくる目的というのは将来の政策判断をするためのものであって、これに長期の計画をつくる。そこに大きな意義があるんだと申されておまして、私も同様な思いでございます。

以上でございます。

○議長（幸前信雄） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） 説明ありがとうございます。

いろいろと考え方はあると思います。私は、最後に申し上げましたが、もっともっと高浜市がよくなるため、市民の皆様の生活をより豊かにするために一生懸命頑張っていきたいと思います。

これで一般質問を終えたいと思います。ありがとうございました。

○議長（幸前信雄） 暫時休憩いたします。再開は10時50分。

午前10時40分休憩

午前10時50分再開

○議長（幸前信雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番、浅岡保夫議員。一つ、新教育委員会制度について。以上、1問についての質問を許します。

4番、浅岡保夫議員。

○4番（浅岡保夫） 改めまして、おはようございます。

議長のお許しを得ましたので、さきに通告してあります新教育委員会制度について一括質問一括答弁方式でお聞きしたいと思います。

どの分野も大切ですが、特に教育は将来の高浜市を担う子供たちを育てていくということで非常に大切な分野ではないかと思えます。よって、昨年12月の繰り返しになるかもしれませんが、現在わかっているところ、進んでいるところで結構ですので、少しでも話をしっかりと進めていきたいと思っております。

まずは新教育委員会制度について、繰り返しになるかもしれませんが、もう一度確認してみたいと思えます。

これまでの教育委員会の課題といたしまして、教育委員長と教育長のどちらが責任者がわかりづらい、あるいは教育委員会の審議が形骸化している、いじめの問題に対して必ずしも迅速に対応できていない、地域住民の民意が十分に反映されていない、地方教育行政に問題がある場合に国が最終的に責任を果たせるようにする必要があるというような課題がありました。

この新教育委員会の改革によりますと、教育行政における責任体制の明確化であります。また、教育委員会の審議の活性化及び迅速な危機管理体制の構築、地域の民意を代表する首長との連携の強化、いじめによる自殺等が起きた後においても再発防止のために国が教育委員会に指示できることを明確にした等、このように改革が進んできているかと思えます。

その中でもポイントといたしましては、教育委員長と教育長を一本化した新教育長の設置であります。この4月に高浜市では行われております。すなわち、首長が直接教育長を任命することにより、任命責任が明確化され、新教育長の任期は3年であります。これは、首長の任期中に一度は新教育長に対して責任といたしますか、それを明確化させるという意味で3年というふうに決まっておるかと思えます。第一義的な責任者が教育長であるということが今回首長が任命することにより明確化されております。この点においては、緊急時にも常勤の教育長が教育委員会会議の招集のタイミングを判断できるということで、迅速に事が進むかと思われま。

ポイントの2つ目といたしましては、会議の透明化ということが挙げられるかと思えます。会議の透明化のために、原則として会議の議事録を作成・公表することが明確にされました。このことによりまして、教育委員会の審議の活性化、やはり個人的には、市民の皆様が目があるということは、特に前がしっかり議論していないということでありませぬけれども、より自分の責任において、あるいは日々の勉強をすることによって、その会議が活性化し、よりよい教育ができるかと思えます。

ポイント3といたしましては、全ての地方公共団体に総合教育会議を設置するということが決まりました。首長が教育行政に果たす責任や役割が明確になることと首長が公の場で教育政策に

ついて議論することが、これで可能になりました。首長と教育委員会が協議・調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行に当たることが可能になったということでもあります。

次に、ポイント4といたしましては、教育に関する大綱を首長が作成するということであります。大綱とは、教育の目標や施策の根本的な指針、地方公共団体としての教育政策に関する方向性のある程度明確化されることになりました。それと、より市民の皆様が開かれた大綱を発表することにより、市民の皆様によりはつきりとわかりやすくなったかと思われまます。

さて、このように新教育委員会制度が変わりましたけれども、首長が直接任命して教育長が決まるということは、議会としても総合教育会議や教育大綱策定等について、その課題等をチェックするという重要な役割があると考えます。

そこで、高浜市のことですが、次の点をお聞きしたいと思います。

新教育委員会制度、主に総合教育会議、また教育大綱策定等についてお聞きしたいと思います。

高浜市では、本年4月2日より新教育長が就任し、新たな教育委員会制度に移行しておりますけれども、全国の状況あるいは西三河の状況を教えてもらいたいと思います。

2つ目といたしまして、昨年12月定例会で質問した際に、今回の新教育委員会制度改革のポイントを答弁していただいた中で、総合教育会議の設置、教育に関する大綱の策定が挙げられていました。まずは総合教育会議の開催状況及び話し合われた内容を教えていただきたいと思います。聞くところによりますと、既に2回ほど開催されているかと聞いておりますけれども。

3番目といたしまして、次に教育に関する大綱の策定、中身でありますけれども、大綱の位置づけや内容、そして大綱の期間について、わかる範囲で教えてもらいたいと思います。また、大綱策定のスケジュールはどうなっているか、その辺のところもお願いしたいと思います。大綱を策定した後はどのような取り組みを行っていくのか、そのあたりのところもわかるところでよいですのでお答えをお願いしたいと思います。

以上で1回目の質問を終わりたいと思います。

○議長（幸前信雄） 教育長。

○教育長（岸上善徳） それでは、浅岡保夫議員の新教育委員会制度について、（1）総合教育会議についてお答えをさせていただきます。なお、答弁につきましては、昨年12月議会で答弁申し上げました内容と重なる部分が多くなりますことを御了承ください。

本市では、本年3月議会で新教育委員会制度施行に伴う新教育長の同意案件を提出させていただきました。本年4月2日からの新教育長は、今回の教育委員会制度改革により、これまでの教育委員長と教育長とを一本化し、教育行政の責任者として教育長を置くこととしたものでございます。

新たな教育委員会制度への全国的な移行状況につきましては、地方教育行政の組織及び運営に

関する法律（地方教育行政法）の一部改正により、附則において、平成27年3月31日以前から在職している旧教育長に関する経過措置規定が設けられており、旧教育長は、その教育委員会の委員としての任期中に限り、なお従前の例により在職するものとされています。これにより、旧教育長の任期が終わるまでは新教育長をトップとする新たな教育委員会制度に移行しない自治体が多く存在しています。

本年4月末現在での全国レベルの状況ですが、1,718市町村のうち、新教育長を任命した自治体は275自治体であり、全体の16.0%となっています。また、愛知県の市レベルで見ますと、県内37市のうち、新教育長を任命した市は7市となっており、全体の18.9%という状況でございます。さらに、西三河9市では新教育長を任命した市は4市となっており、その割合は44.4%という状況で、西三河は比較的早く新たな教育委員会制度への移行に取り組んでいると言えます。

御質問の（1）総合教育会議につきましては、地方教育行政法の第1条の4に規定されており、地方公共団体に市長と教育委員会が協議・調整する場として総合教育会議を設置するよう義務づけられました。

本市においても、本年4月1日に高浜市総合教育会議を設置し、高浜市総合教育会議設置要綱について及び教育に関する大綱策定方針についてを議題とした第1回の会議を5月7日に開催いたしました。市長が招集し、参加者は構成員である市長、教育長及び教育委員のほか、関係者として副市長も参加しました。その中で、大綱の策定方針に関しては、学校側からの目線で作るのではなく、もっと進めて地域の核としての学校という意味合いを出してほしいという意見がありました。

こうした意見に対応する考えとして、文部科学省が提唱するコミュニティ・スクールについても意見交換がなされました。コミュニティ・スクールに関しては、学校運営協議会制度とも言われ、学校、家庭、地域が連携・協働の視点を持ち、社会総がかりで教育に取り組む必要性を共通の認識としながら、地域とともにある学校づくりを推進し、子供の豊かな学びと成長を支援していくための方策として創設された制度です。この学校運営協議会は、保護者、地域住民、教員らで成り、学校運営の基本方針などを承認するほか、校長や教育委員会に意見したり、教員人事について都道府県教委に意見具申できたりするなどの権限が与えられており、その権限などのイメージから、逆に導入に向けて二の足を踏んでしまっているところが多いと伺っております。

本市におきましては、既に各校とまちづくり協議会を初め町内会や子ども会、おやじの会など地域の人々や各種団体の方々などがさまざまな形で連携し、学校運営や教育活動に御協力をいただきながら子供たちの教育環境の充実に取り組んできている状況を考え、今後も学校と地域とのつながりを強め、地域とともにある学校づくりを進めるための記述を教育大綱に盛り込んでいくことが検討されているところです。

また、6月4日の第2回会議では、市長、教育長及び教育委員が出席し、具体的に高浜市教育

大綱案について審議されたところであります。

続きまして、(2)教育大綱策定についてお答えいたします。

この大綱の策定につきましては、地方教育行政法の第1条の3に規定されており、地方公共団体の教育、学術等の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものとされています。一方で、大綱は地域の実情に応じて策定するものであり、必ずしも学術、文化、スポーツ等を網羅的に記載される必要はないとの見解も示されています。

本市の特徴としましては、教育委員会は平成14年度以降、義務教育に特化して取り組んでいくための組織となっています。また、高浜市第6次総合計画に基づき、高浜市教育基本構想を策定し、推進に当たっては、総合計画の基本計画と連動させ、PDCAサイクルを回して進捗管理を行っており、その進捗状況を確認しながら総合計画の前期、中期、後期計画の見直しを行い、その見直しに当たっては市議会の御承認をいただいているところでございます。

このような状況を踏まえ、大綱の位置づけなどの考え方としましては、これまでのように特に義務教育に力を入れて取り組んでいくという観点、そして高浜市教育基本構想と連動させた総合計画の基本計画が存在しているという観点、そして、さまざまな計画が乱立することによる混乱を防ぎ、着実にPDCAサイクルを回しながら推進させていくという観点を踏まえ、総合計画の基本計画の目標(4)「学校・家庭・地域が連携を深め、12年間の学びや育ちをつなげます」を大綱に据えていくことが最もふさわしいのではないかと、現在、総合教育会議で検討されているところでございます。

次に、大綱の期間であります。ただいま申し上げましたように総合計画の基本計画を据えることを想定していますので、基本計画の期間と合わせ、基本計画の見直しにあわせて大綱も見直しを行っていく予定です。なお、大綱策定までのスケジュールにつきましては、現在、総合教育会議において慎重に議論が重ねられており、順調に推移した想定で申し上げますと、来月の9日に第3回総合教育会議を開催し、そこで大綱案がまとまれば、8月中旬からパブリックコメントを実施した上で10月に第4回総合教育会議を開催し、大綱策定を目指していきたいと考えています。

最後に、大綱を策定した後の取り組みにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、総合計画の基本計画のPDCAサイクルを回しながら、その推進に取り組んでまいりたいと考えていますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長(幸前信雄) 4番、浅岡保夫議員。

○4番(浅岡保夫) ありがとうございます。

西三河9市では、新教育長が4市ということで44.4%、半分近くが新しい教育長になって、現在その新教育委員会制度が進んでいるかと思えます。

ただいま西三河の各市での新教育長が就任している市の数がわかりましたけれども、その市の

名前及び総合教育会議の開催状況や大綱の策定方針などが把握できていれば教えていただきたいと思ひます。

○議長（幸前信雄） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 西三河9市の状況でございますが、本年4月末現在で新教育長が就任しているところは、碧南市、豊田市、知立市及び本市の4市という状況で、いずれも旧教育長が任命され、就任されていると伺っております。

また、西三河9市のうち2つの市を除いて、第1回目の会議を5月中に開催していると伺っております。議題につきましては、総合教育会議の設置要綱や大綱の策定方針などに関する内容となっております。

また、大綱の策定方針につきましては、9市のうち6市が総合計画を基軸といたしまして大綱の策定を検討していく予定であると伺っております。

以上です。

○議長（幸前信雄） 4番、浅岡保夫議員。

○4番（浅岡保夫） ありがとうございます。

やはり大体の市が総合計画に基づいて大綱の策定を行っているということで、余り大きな混乱がないように新しい制度が進んでいると考えられるかと思ひます。

そこで、大綱について、総合計画の基本計画の目標（4）を据える方向で検討しているとのことのお答えでありましたけれども、そのほかに何か特徴的なことがあれば教えていただきたいと思ひます。

○議長（幸前信雄） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 今回の教育委員会制度改革の議論は、中学生のいじめ自殺事件が発生した際の教育委員会の対応の悪さが発端となりまして議論が始まっております。大綱につきましても、総合計画の基本計画の目標（4）を据える方向で検討しておりますが、その表現は、いじめ・不登校問題への対応も想定したものであるものの「子どもが元気に園や学校に通っています。」というような記述内容にとどまっておりますので、いじめ・不登校に関する記述も追加していく予定でございます。

また、これまで地域の人々や各種団体の方々などが、さまざまな形で学校運営や教育活動に御協力をいただきながら、子供たちの教育環境の充実に取り組んできております。文部科学省が進めておりますコミュニティ・スクールの考え方を念頭に置きながら、本市の実情に合わせて今後も学校と地域とのつながりを強め、地域とともにある学校づくりを進めるための記述も追加していく予定でございます。

以上です。

○議長（幸前信雄） 4番、浅岡保夫議員。

○4番（浅岡保夫） ありがとうございます。

やはり教育には、地域の皆様方の後ろからのバックアップといたしますか、さりげない御協力が必要かと思えます。昔であれば、隣のおじさん、おばさん、あるいはおじいちゃん、おばあちゃんが生活一般的なところで、子供たちを優しく、ある種管理していたような時代があったかと思えます。ただ、現在の場合ですと、なかなかそういったところが難しい状態になってきております。

東京のほうですと、幼稚園、保育園等をつくるに当たって、住民から反対運動が起きるといったような状況があります。小さい子ですので、非常に元気で声がよく通るということが、なかなかお孫さんがいない世代ですと、それがうるさいと感じてしまう。ただ、相手の顔が見えると、その気持ちがちょっと和らぐ。あるいは、その子が将来ひょっとすると自分に何らかの助けをしてくれるかもしれない。あるいは、そういう損得抜きにその子供たちを見ることによって、そのまち、その市がその子供たちに託せるという思いがあれば、非常に地域住民としての住みやすさにつながってくるかと思えます。

高浜市においても、先ほど答弁されておりますけれども、地域の皆様方にぜひとも多少の御協力をお願いして、より高浜の子供たちがしっかりと育っていくようになっていくといいなと思っております。

新教育委員会制度ができて、前よりはより市民の方にとって身近になったのではないかなと思っております。首長、市長さんが教育長を任命するというので、どなたがなられるんだろうか、あるいはどういうふうになっていくんだろうかというのが、市民の皆さんにはっきりと前よりはわかるようになってきておりますので、教育行政に対して市民の意見も逆に出やすくなっているかと思っております。

新教育委員会制度において、教育行政の権限と責任が集中しているような教育長でありますけれども、首長が任命しておりますので、首長を選出する我々有権者、一般市民の方にとっても、選挙を通じ、教育に間接的に携わることになります。例えば、首長選挙候補者Aが地域の私教育、塾等との連携による学力向上を、あるいはBの候補者が徹底した教員研修の実施に伴う公教育の質の向上等を掲げるなど、教育政策が選挙の争点になる場合もあるかもしれません。

しかし、いずれにしても、教育長を選ぶのが市長で、その市長を選ぶのが我々住民である以上、これまで以上に教育行政に対して市民、我々一人一人が意識して向き合うことが非常に重要になるかと思えます。その意味で、今回の改正は、教育制度のみならず、我々の教育行政に対する意識をも改革する可能性がある抜本的な改革になるのではないかというふうに思われます。

ぜひとも、よりよく高浜が、あるいは高浜の子供たちが将来に対してしっかりと希望が持てる、そういった教育ができるように願って、私のほうの一般質問を終わりたいと思えます。ありがとうございます。

○議長（幸前信雄） 暫時休憩いたします。再開は11時25分。

午前11時18分休憩

午前11時25分再開

○議長（幸前信雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番、小野田由紀子議員。一つ、アレルギー対策について、一つ、認知症対策について、以上、2問についての質問を許します。

16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） それでは、お許しをいただきましたので、通告の順に質問をさせていただきます。

初めに、アレルギー対策について。（1）小・中学校、幼稚園、保育園の食物アレルギーのお子さんの人数や取り組みについて。（2）食物アレルギー対応食の拡充についてお尋ねをいたします。

2012年2月に食物アレルギーのある小学生が給食後に死亡するというショッキングな事故が起きました。再発防止に向け、文部科学省は昨年3月に有識者会議の最終報告が取りまとめられました。この報告によりますと、2008年に文部科学省が監修して発行された「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づく対応が学校現場で徹底されていない実情や学校の組織的な対応が不十分である点などに言及をしています。

これを踏まえ、文科省などは、昨年度、学校給食における食物アレルギー対応指針や研修用DVDなどのわかりやすい資料を作成しました。学校現場におけるアレルギー対応を周知徹底するための講習会も従来の年6回から10回にふやすなど、さらなる充実が求められています。

ことしの3月に公表された対応指針では、対応の大原則として、安全性を最優先に食物アレルギーのある児童・生徒にも給食を提供する、原因食物の完全除去対応が原則、また複雑な対応はしないなどの点が提示されました。校長を委員長とする食物アレルギー対応委員会など、組織的な対応や医師による学校生活管理指導表の提出を必須とすることが求められております。

食物アレルギーへの配慮が必要な児童・生徒の把握や情報共有の手順、日常の取り組みと事故予防策、アドレナリン自己注射薬（エピペン）使用を含めた緊急時の対応など、着実に各学校や幼稚園、保育園などで実施されますようお願い申し上げます。

本市におかれましては、ガイドラインに基づき、これまで積極的にアレルギー対策に取り組んでこられました。今回、文部科学省の指針では、特に新たに事故防止対策につきまして盛り込まれておりますが、本市におかれましてはどのように事故の予防に取り組んでみえるのか、小・中学校、幼稚園、保育園の食物アレルギーのお子さんの人数や取り組みにつきましてお尋ねをいたします。

また、高浜小学校と高浜中学校では、既に調理室を改修し、スタッフの増員を図り、食物アレルギー対応食の導入が実施をされております。今回、高浜小学校の建てかえが計画されておりますが、このことにより今まで実施してきました対応食が廃止されてしまうのではと心配しております。ぜひ建てかえの際にも食物アレルギーの対応食を実施していただきたいと考えますが、このことも含めまして、次に食物アレルギー対応食の拡充につきまして当局の見解をお尋ねいたします。

次に、認知症対策について。（１）認知症サポーター養成講座の進捗状況について。（２）認知症カフェの開設について。（３）「脳とからだの健康チェック2015」の取り組みについて。（４）認知症初期集中支援チームの設置についてお尋ねをいたします。

厚生労働省の研究班は、福岡県の久山町で長期的な認知症の有病率調査を行っています。そのデータから、生活習慣病（糖尿病）の有病率が認知症の有病率に影響することがわかりました。糖尿病の有病率が上昇した場合、団塊の世代と言われている方々が75歳以上になる平成37年には全国で認知症の方が最大で730万人に達すると推計されました。これは実に65歳以上の高齢者数全体の20.6%に当たります。

現在、国家レベルで認知症を治す薬や治療法の研究開発が行われておりますが、実現にはまだまだ時間がかかるようです。世界最速で高齢化が進む日本の認知症対策がどう進められるのか、国際的にも高い関心を集めています。

このような中、認知症対策の国家戦略である「新オレンジプラン」が本年の1月27日に発表されました。そこで、本日は認知症対策につきまして何点かお尋ねをいたします。

先日、初めて認知症サポーター養成講座に参加させていただきました。40人近くのボランティア団体の皆さんと御一緒に受講し、念願のバッジをいただき、きょうから私もサポーターの仲間入りとの自覚と、これから少しでも何かお手伝いをさせていただきたいという意欲が湧いてきました。認知症を正しく理解し、認知症高齢者を見守り、支えていく認知症サポーターにつきまして、新オレンジプランでは2017年度末までに800万人にする目標を設定しました。本市におかれましては着々と推進してくださっていると伺っております。

そこで、受講状況や小学校のお子さんを含め認知症サポーターの進捗状況についてお尋ねをいたします。

認知症の人と家族や専門家、地域住民が集い、お茶やコーヒーを楽しみながらくつろぐ認知症カフェにつきましては、昨年、東京都目黒区へ視察に行き、6月議会で一般質問をさせていただきました。認知症の高齢者や支える家族にとりまして、同じ悩みを共有し、話し合える場は、とても大切です。そのために設けられたのが認知症カフェです。今、全国の自治体で、このカフェの開設が実現をしています。

このような中、東京都品川区では、町内会館北一会館を利用し、きたいちカフェを開催してい

ます。カフェには地元のクリニックの医師や育児中の母親や子供も参加し、医師から助言を聞いたり、認知症の人が子供たちと楽しく触れ合ったりと、毎月第2・第4木曜日にカフェを開いています。カフェのスタッフは、小規模多機能型居宅介護事業所「おもてなし」の職員や専門家や町内会のメンバーに加え、在宅介護支援センターや区の職員などで構成されております。飲み物代の100円を支払い、コーヒーや紅茶を味わいながらおしゃべりを楽しむカフェです。きたいちカフェのように、地元の町内会がバックアップし、子供や子育て中の母親らも参加する形態は、区内で初めてのケースとのことです。

高齢化の進行とともに認知症のお年寄りがふえ続けています。認知症になっても安心して暮らし続けるためには、地域の幅広いサポート体制づくりは欠かせないと思います。本市におかれましても、ぜひ高浜らしい認知症カフェの開設を願うものですが、当局の見解をお尋ねいたします。

また、認知症は、何らかの脳の病的変化によって記憶、知覚、言語、問題解決、判断など多様な認知機能が障害され、それにより仕事、趣味、買い物、金銭管理、交通機関の利用、掃除、洗濯、食事の準備、着がえ、入浴、排せつなど日々の暮らしを営むための生活機能が持続的に障害された状態であると言われております。行動や心理症状は、環境や人間関係、その人の経験や性格などにより、あらわれ方に個人差があります。

先日、認知症サポーター養成講座を受講した際、家族にとってつらく、大変な負担になるのは、この行動、心理病状であるとお聞きしました。そして、早い段階で中核症状の兆候に気づき、治療と周囲の理解ある対応により、行動、心理症状を減らすことができるということも教えていただきました。何より早期発見・早期対応が重要です。

本市におかれましては、認知症の早期発見ということで、本年度は国立長寿医療センターと連携して「脳とからだの健康チェック2015」として積極的にチラシを配布して、認知症のリスクを早期に発見する健康チェックを実施されます。先進的な取り組みであり、評価させていただきます。せっかくの機会ですから、多くの方の参加を望むものでございます。60歳以上の方が対象とのことですが、どれぐらいの方の参加を見込んでみえるのか、事業の内容と検査結果に応じて、今後どのように対応し、取り組んでいかれるのか、お尋ねをいたします。

また、早期発見・早期対応を支援する取り組みとして、認知症初期集中支援チームがあります。認知症初期集中支援チームは、早期に認知症の鑑別診断が行われ、速やかに適切な医療・介護が受けられる初期の対応体制の構築を適切に行うためのチームのことです。チームの構成は、保健師、看護師、社会福祉士、介護福祉士などの資格を持つ方々2名以上と認知症サポート医などの認知症の専門医1名の3名以上で構成し、地域包括支援センター等に市町村が配置し、対象者を訪問し、相談に応じるとともに、必要なサービスを受けるための支援を行うこととされております。平成30年には、全市町村に配置され、活動を行うこととされております。

本市におかれましては、認知症初期集中支援チームにつきましてはどのように考えているのか、

当局の見解をお尋ねいたします。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（幸前信雄） 教育長。

○教育長（岸上善徳） それでは、小野田由紀子議員の1問目、アレルギー対策について、
（1）小・中学校、幼稚園、保育園の食物アレルギーのお子さんの人数や取り組みについて、
（2）食物アレルギー対応食の拡充についてお答えをさせていただきます。

初めに、食物アレルギーのお子さんの人数につきましては、昨年度の園児は100名、うちエピペン保持者は1名、小学児童は21名、うちエピペン所持者は8名、中学生徒は6名、うちエピペン所持者はゼロ名でした。今年度は、園児が87名、うちエピペン保持者は3名、小学児童は26名、うちエピペン保持者は11名、中学生徒は6名、うちエピペン保持者はゼロ名であり、昨年度に比べ、エピペン保持者がふえています。

そこで、食物アレルギー対策の取り組みとして、全小・中学校では4月にエピペン研修会を開催し、全職員が参加、保育園と公立幼稚園は4月の園長会と主任会でエピペン使用の練習を行いました。エピペン保持者の多い学校では、アナフィラキシーショックに備えて実際にシミュレーションし、職員の動きを確認しております。養護教諭に関しては、消防士を講師にしたアナフィラキシーショックを含めた緊急対応の研修会を行い、消防署との連携を密にしています。

また、通常家庭に配布する献立表に加えて、調味料まで記載した詳細献立表を渡し、家庭でも注意できるようにしております。そういった詳細献立を渡している園児は22名、児童・生徒数は小学校では23名、中学校では6名となっています。なお、乳・卵の除去食対応につきましては、小学校で15名あります。

本市の食物アレルギーの対応基準としては、1番目が食物アレルギーであるという医師の診断書のある児童・生徒が対象であること。2番目が、調理最終段階での除去食対応を基本とし、対応する食材は卵、乳のみとすること。3番目が、詳細献立表対応に関しては、特定原材料7品目、卵、乳、小麦、エビ、カニ、そば、落花生に限定し、そばと落花生については給食で使用していません。

なお、詳細献立表には、給食に使われている全ての材料と調味料、1人分の使用量が書かれていますので、この詳細献立表を保護者が見ることにより、1食全部食べられない場合は配食をとめ、年度末にその分だけ返金しています。その場合、児童・生徒は弁当を持参する方法をとっていますが、現在これに該当しているのは、小麦、エビ、カニ、その他に対するアレルギーを持っている児童・生徒合わせて8人です。

現在、各小・中学校では、前年度の12月に実施している児童・生徒の食物アレルギーに関する調査により、実態を把握した上で今年度の対応をしております。まず、該当児童・生徒の保護者からは詳しい状況をお聞きし、また学校医にも相談し、診断と指導を受けます。その後、保護者

へは給食の詳細献立表を配布し、対処方法について相談しながら個々に対応しております。教職員へは、先ほどのアンケート調査結果を全職員に周知し、担任を中心に確実に対応するようにしています。とりわけ中学校にあっては、教科担任や学年の担当教員など生徒にかかわる多くの職員がいますので、全職員が正確に情報を把握することがアレルギー症状の発症防止につながるものと考えています。児童・生徒には、学級指導で全員が食物アレルギーを持つ児童・生徒のアレルギー症状について理解し、配慮できるよう指導等を行い、該当児童・生徒には本人の状態に合わせた対応方法等を個々に相談、指導、確認しております。

食材については、調味料やドレッシング、加工品に含まれる成分について、業者から成分表を取り寄せたり、納品時の確認を徹底したりして、食物アレルギーによるアナフィラキシーショックを発症させないことにも注意を払っています。

御存じのとおり、アナフィラキシーショックは、症状が強く出た場合、生命にかかわります。日ごろは保護者と綿密に連携をしながら細心の注意を払って対応していますが、子供たちの成長に合わせ症状の出方も異なってきます。医師による十分な検査を受けていない場合や、食品発注時や詳細献立対応での人為的なミスは十分に気をつけていますが、議員のお話にもあったように、全国でも少なからず食物アレルギーによるアナフィラキシーショックを発症している児童・生徒がいるのも事実です。実際の緊急対応に備え、いつでも誰もが連絡できるように、かかりつけの医者、保護者の連絡先などを記入した一覧表を職員室の目に見えるところに置いています。

緊急時の対応としましては、平成22年度に愛知県教育委員会から出された「学校給食における食物アレルギー対応の手引き」に従い、アレルギーを持つ児童・生徒が何らかの体調の変化を訴えた場合には、常にアレルギー症状である可能性を考慮して観察し、迅速な処置のタイミングを逃さないようにしています。アナフィラキシーショックを発症した場合、救急車の出動要請をしなければならない場合もありますので、その重症度を判断し、緊急時の対応フローチャートに従って対応するように共通理解しています。

なお、エピペンの使用者は患者本人、もしくは未成年の場合は説明済みの保護者となっておりますが、必要に応じて教員も使用可能ですので、さきに申し上げたように教員に使い方の研修を年度当初に実施し、仮に発症が起きたとしても速やかに対応できるように備えているところであります。

次に、食物アレルギー対応食の拡充についてです。

そもそもアレルギー対応食とは、除去食、代替食が考えられますが、乳と卵の除去食に関しては全ての学校で実施しています。ただし、段階的な除去については、平成27年3月に文部科学省が公表した食物アレルギー対応指針の大原則によれば、安全性を最優先し、複雑な対応を行わないという明確な方針が示されましたので、今後検討してまいります。

なお、代替食の対応に関しては、乳と卵が混入しない調理室での調理員の動線が確保できるス

ペースが必要となります。先ほどの食物アレルギー対応指針にありますように、大原則として安全性を最優先とすること、調理場の施設設備を鑑み、無理な対応は行わないとあります。乳と卵が混入しない安全性を確保できるスペースのある学校は高浜小学校と高浜中学校のみであり、他の学校ではスペースが確保できない状況にあります。

給食は、必要な栄養をとる手段であるばかりでなく、児童・生徒が食の大切さ、食事の楽しさを理解する役割も担っています。このことは食物アレルギーを持つ児童・生徒にとっても変わりはありませんので、食物アレルギーを持つ児童・生徒が他の児童・生徒と同じように給食を楽しむことを目指すことが重要であると考え、できる限りアレルギー食材が入らないような献立の工夫を行っているところであります。

なお、現在、代替食を実施している高浜小学校につきましては、建てかえの際も引き続き対応できるように考えておりますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（幸前信雄） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） 次に、小野田由紀子議員の2問目、認知症対策について、（1）認知症サポーター養成講座の進捗状況について、（2）認知症カフェの開設について、（3）「脳とからだの健康チェック2015」の取り組みについて、（4）認知症初期集中支援チームの設置について、以上4問について、関連がありますので、一括してお答えさせていただきます。

まず初めに、本年度は平成29年度までの3カ年を計画年度とする第6期介護保険事業計画の実施初年度となりますが、厚生労働省は、この第6期の計画策定に当たり、第6期計画は2025年に向け第5期で開始した地域包括ケアを実現する方向性を継承していくものであること、そして2025年までの中長期的なサービス、給付、保険料の3つの水準を推計して記載し、中長期的な視野に立った施策の展開を図ることの2点が計画のポイントであるとし、さらに認知症高齢者の増加が見込まれることを踏まえ、認知症高齢者の生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムを介護保険の保険者である市が地域の自主性や主体性に基つき、地域の特性に応じてつくり上げていくことを求めました。

また、平成26年6月に、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律、通称、医療介護総合確保推進法が成立し、介護保険の分野では、認知症早期における症状の悪化防止のための支援や認知症や認知症の疑いのある被保険者に対する総合的な支援を行う事業として認知症総合支援事業が位置づけられ、平成27年度からは新たに地域支援事業の包括的支援事業の対象事業とされています。そして、平成30年度には全ての市町村が認知症総合支援事業に取り組むこととされています。

この認知症総合支援事業は、大きく2つのスキームで実施することとされており、その一つが認知症初期集中支援チームの設置です。従来の認知症の方に対するサービスは、症状に気づかずに認知症の行動や心理症状が悪化した段階になってから医療や介護サービスを利用するという事

後的な対応が多く見られていたことから、こうした現状を改め、早期に認知症の鑑別診断が行われ、速やかに適切な医療や介護が受けられるための初期対応を担うのが専門職で構成された認知症初期集中支援チームです。

高浜市では、平成25年度から医師会の先生方にいきいき広場にお越しいただき、認知症ケースの事例検討を行い、個別の支援に対するアドバイスをいただくなど、認知症初期集中支援チームに近い形で実施していますが、国が示す認知症初期集中支援チームは、チームに配置する医師の要件が、認知症サポート医かつ認知症専門医であることとされており、ハードルが高いことから、この要件の緩和が高浜市を含め市町村の課題となっております。

そして、もう一つの柱が認知症地域支援推進員の配置です。認知症になっても住みなれた地域で生活を継続するためには、認知症の容体に応じ、全ての期間を通して必要な医療や介護、そして生活支援を行うサービス機関が連携したネットワークをつくり、認知症の人への効果的な支援体制を整えることが必要となります。その体制づくりの推進役となるのが認知症地域支援推進員です。この推進員は、介護保険サービスを利用しながら在宅生活を継続するための個別支援や認知症カフェなど地域と一体になった家族支援など、地域の支援機関との連携や認知症の人とその家族を支えるための体制づくりなどの事業を担います。

このように、次の第7期介護保険事業計画が始まる平成30年度には、認知症総合支援事業である認知症初期集中支援チームの設置と認知症地域支援推進員の配置の2事業が保険者の必須事業となることから、これからの3年間は事業実施に向けての準備期間となります。

また、本年度から新たな取り組みとして認知症ケアパスを作成しております。

厚生労働省は、地域ごとに医療や介護が適切に連携することを確保するためには、認知症の容体に応じた適切なサービス提供の流れ、認知症ケアパスを確立することが必要であるとして、平成27年度からの第6期介護保険事業計画の策定に当たっては、地域で作成した認知症ケアパスを踏まえて介護サービス量の見込みを定めるよう求めており、認知症ケアパスは、地域ごとの医療と介護の資源を列挙するだけでなく、認知症の一人一人のケアの流れに沿って支援の目標を設定し、これが認知症の人やその家族、医療、介護関係者の間で共有され、サービスが切れ目なく提供されるように活用を進めるとしてあります。市においても、この趣旨を踏まえて新たに高浜市独自の認知症ケアパス、通称、認知症サポートブックを作成し、その運用を進めています。

新オレンジプランでは、認知症の人に対するサービスを効率的、そして効果的に提供するためには、それぞれのサービスを連携させて利用できるようにするための司令塔機能が必要であるとしてあります。このためには、地域包括支援センターや認知症疾患医療センターが地域の実情に応じて連携することが不可欠で、地域包括支援センターと医療との連携機能の強化を進めることとしており、認知症ケアパスはその連携ツールとしての役割を果たすこととなります。

続きまして、認知症サポーターの養成と活動の支援は、新オレンジプランにおいても数値目標

が掲げられ、その増加を目指すこととしています。また、その目標も、近年の養成動向を踏まえ、従前のオレンジプランの2017年度末600万人の目標が800万人に200万人上方修正されており、地域におけるその役割に大きな期待が寄せられています。

また、今後は、認知症サポーターを量的に養成するだけでなく、できる範囲で手助けを行うという活動の任意性は維持しつつ、養成された認知症サポーターが認知症高齢者にやさしい地域づくりを加速するために、さまざまな場面で活躍してもらえるようにすることに重点を置くこととしております。

そのために地方自治体が認知症サポーター養成講座を修了した者を把握するとともに、認知症サポーター養成講座を修了した者が復習も兼ねて学習する機会を設け、座学だけでなくサポーター同士の発表や討議も含めたより上級の講座など、地域や職域の実情に応じた取り組みを推進していくこととしています。

加えて、学校において、高齢者との交流活動など、高齢社会の現状や認知症の人を含む高齢者に対する理解を深めるような教育を推進する。また、小・中学校での認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に関する正しい理解の普及を進めるとしています。

市では、認知症サポーターの数を第6次総合計画の中期基本計画のまちづくり指標として掲げ、認知症の人を支える地域づくりのため、その増加を目指しております。平成27年3月現在で4,931人のサポーターが養成されており、この1年間で1,025人増加しています。また、平成26年度に続き、本年度も子供たちのサポーターの養成に力を入れ、全ての小学校においてサポーター養成研修を行うことを計画しており、引き続き市内におけるサポーターの養成に努めてまいります。

続きまして、認知症の人、そして、その介護者を支える一つの柱である認知症カフェについては、認知症の人の介護者への支援を行うことが認知症の人の生活の質の改善につながるという視点から、そして在宅において認知症の人の最も身近な伴走者となる家族の精神的、そして身体的な負担を軽減する観点からも、その取り組みが必要となります。

この負担軽減の仕組みの中心となるのが、認知症初期集中支援チームでの早期診断や早期対応の取り組みであり、認知症の人やその家族が地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う認知症カフェの設置です。

新オレンジプランでは、平成30年度までに市町村に配置される認知症地域支援推進員が企画の中心となり、地域の実情に応じた環境の整備として認知症カフェの設置を進めることとしています。また、認知症の人を単にお客さんとして捉えるだけでなく、希望する人には、その運営にも参画してもらい、そうした中で認知症の人同士のつながりを築いて、カフェを超えた地域の中でのさらなる活動へとつなげていけるような、認知症の人の生きがいを支援する取り組みを推進するとしています。

市としては、この認知症カフェの開設は、将来、認知症ケアの中で大きな役割を担うものであると捉えており、今後の認知症施策を進めていく上での課題であると考えております。

高浜市内における認知症カフェのイメージは、認知症の人やその家族が気軽に立ち寄り、地域の人と楽しく過ごせる場所、そして認知症の人ができる力を発揮して自信を取り戻してもらえる場所です。加えて、認知症の早期の段階から、本人や家族を支えるさまざまな社会資源につながる場となることです。こうした施設のイメージから、行政主体、そして公的サービスというより、地域の中にあるインフォーマルサービスに位置づけられるものと考えております。

一方で、認知症ケアの入り口となり、医療や介護サービスへつながる場としても期待されることから、施設の運営面や運営形態なども含め、今後、市としても調査研究をしていきたいと考えております。

続きまして、「脳とからだの健康チェック2015」についてお答えさせていただきます。

市では、平成26年度に65歳以上の市民の一部の方に限定して「脳とからだの健康チェック」を試行的に実施させていただき、並行して実施した認知症予防スタッフ養成研修を通して、高浜市に48人の認知症予防スタッフが誕生し、受講された研修と実践を通して認知症に対する理解を深められ、スタッフとしてのスキルを身につけられています。

市としましては、今後、地域の人材であるスタッフの力をおかりし、本年度は60歳以上の方全員を対象に、脳とからだの健康チェック2015として、言葉を覚える記憶力や注意力、そして課題を素早く達成する能力である処理能力などの認知機能検査、歩行速度や筋力の状態を測定する運動検査などを実施してまいります。そして、受診者の年齢を反映した上での「脳の健康度」と「からだの健康度」の2つの視点からの検査結果表を御本人にお返しし、認知症リスクを早期に発見し、発症予防につなげてまいります。また、受けられた方を対象に、後日、国立長寿医療研究センターの島田先生による講演会形式の結果表についての説明会も予定しております。

事業自体は、研究事業でもあることから、今年度のみの実施で、来年度の受診の機会はありませんので、先ほどのどのぐらいの方の参加を見込んでいるのかとお尋ねでありましたが、今年度に一人でも多くの方に健康チェックを受けていただけるよう、9月からの実施に向けて、現在、事業PRの準備を進めておるところでございます。

また、国立長寿医療研究センターでは、脳とからだの健康チェックを受けられた方全員に、毎日の活動記録が把握できる活動量計をお配りし、1日の活動歩数や活動内容を活動量計で測定する。各健康自生地にはタブレット型端末を置き、個人の活動量計をかざすことにより、健康自生地での活動が記録されるというような仕組みを検討されてみえます。

また、認知症ケアの新たな課題として、認知症の人やその家族が安心して暮らすためには、地域によるさりげない見守り体制づくりが必要で、独居高齢者の安全確認や行方不明者の早期発見や保護を含め、地域での見守り体制の整備が求められています。市では、昨年度、従来の見守り

を再点検し、新たな連携体制を構築するための組織、見守りネットワーク委員会を立ち上げ、第1段階として吉浜地区で行方不明高齢者の搜索模擬訓練を実施いたしました。今年度はこうした取り組みを市内全域に展開していきたいと思っております。

このように、地域包括ケアシステムの実現を目指す医療介護総合確保推進法の基本理念や新オレンジプランの副題である「認知症高齢者等にやさしい地域づくり」の実現に向けて、引き続き地域の実情に応じた認知症施策を展開してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（幸前信雄） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） ありがとうございます。

それでは、再質問をさせていただきたいと思っております。

初めに、アレルギー対策についてですけれども、先ほどの御答弁では、今回一番心配していただいたのは、高浜小学校の建てかえに伴いまして食物アレルギーの対応食が廃止されてしまうのではということでしたけれども、教育長のほうから前向きな御答弁をいただきましたので、この点につきましてはとても安心をいたしました。

高浜市は本当に早い時期から対応食の実施をしてくださいますので、食物アレルギーのお子さんにも給食を提供してくださっております。学校生活の中では、やはり給食をととてもお子さんが楽しみにしていますので、他市から高浜市はいいねというふうによく言われたものです。アレルギーを持ったお子さんもみんなと同じように給食が食べられるというのは、お子さんにとりましても、また保護者にとりましても安心でありますし、またとてもうれしいことであると思っております。

学校の先生方も対応が本当に大変だなというふうに思いますけれども、日ごろの研修でしっかりと理解を深めていただいていると思っております。緊急時にも冷静に対応することが求められておりますけれども、研修につきましては年に何回予定してみえるのか、また研修の内容につきましても詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（幸前信雄） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（岡本竜生） 初めに、研修会の回数ですが、年度当初に全職員を対象にしたエピペン研修会を行うことは、先ほど申し上げたとおりです。

小野田議員のおっしゃるように、緊急時に冷静に対応するには、アナフィラキシーショックの理解を深めるとともに、実際に起こった場合の動きを確認する必要があります。本年度、エピペンを持つお子さんのいる高浜小学校では、食物アレルギー対策委員会の長が中心となって、緊急時を想定した訓練を行いました。基本的には、給食の時間にアナフィラキシーショックが発生したと仮定し、職員が現場に急行し、エピペンを人形に打ち、救急車を呼ぶ訓練をし、保護者へ連絡をするというものです。このような訓練を行うことで、全職員と児童にも緊急時の活動が理解できるようにしております。訓練後は、職員全体で活動を振り返り、動きの確認や見直しについて話し合い、改善を図りました。

エピペンを持つお子さんのいる高取小学校と翼小学校に関しては、それぞれ前期のうちに同様の研修を行う予定であります。このような研修は年に1度行います。

以上です。

○議長（幸前信雄） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） わかりました。

実際に、いざアナフィラキシーショックをお子さんが起こしたときには、大変教室の中も混乱状態になるかと思いますので、エピペン、私も実際に打つ練習を横浜のほうでさせていただいたことがありますけれども、慌ててしまうと針が、足に刺すんですけれども、外へ貫通して出てしまうということが多々あるそうですので、実際にこういった研修を重ねるということは物すごくいざというときに役に立つと思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、もしアナフィラキシーショックを起こした場合、エピペンを素早く投与しなければいけないわけですが、エピペンというのは今どこに保管してみえるのか。それから、先ほど対応につきまして詳しく教えていただきましたけれども、幼稚園とか保育園での対応につきましてはどうなのか。これにつきましてもお伺ひしたいと思ひます。

○議長（幸前信雄） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（岡本竜生） エピペンの保管場所についてですが、現在エピペンを持つお子さんのいる園は吉浜幼稚園、吉浜保育園でして、その保管場所は職員室であります。園では記名した袋に入れて保管しており、保管場所や対応等について全職員に周知されております。小学校では、高浜小学校、高取小学校、翼小学校で、その保管場所は同様に職員室となっております。どの学校でも記名した袋にエピペンを入れ、全職員が目につく場所に保管し、緊急時に迅速な投与ができるようにしてございます。

以上です。

○議長（幸前信雄） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） 職員室ということで、いたし方ないのかなと思ひますけれども、学校でいいますと教室がかなり遠いかなということもちょっと心配しますけれども、むやみに変なところに置いておくのも困るかなと思ひますので、職員室ということで日ごろから研修を通していざというときにしっかりとした対応ができることが一番重要だと思ひますので、よろしくお願ひします。

それから、高浜小学校と高浜中学校で対応食を実施していただいておりますけれども、それ以外の学校につきましては、そういったお子さんはお弁当持ちということだと思ひますけれども、各学校でのお弁当持ちのお子さんの人数ですとか、お弁当を持ってくる頻度につきましてもお尋ねしたいと思ひます。それから、あわせまして園児の状況につきましてもお伺ひいたします。

○議長（幸前信雄） こども育成グループ。

○こども育成G（都築真哉） お弁当持ちのお子さんの人数やその頻度についてでございますが、現在、園ではお弁当のお子さんはゼロ名でございます。小学校では、吉浜小学校で1名、高取小学校で5名、翼小学校で2名、中学校ではゼロ名となっております、その頻度につきましては月に1度か2度ということでございます。

加えまして、幼稚園・保育園での食物アレルギーの対応について、少し補足をさせていただきます。

保育園・幼稚園での対応状況につきましては、入園時に食物アレルギーの調査を行っております、食物アレルギー個人表を作成し、対策のほうを行っております。

公立幼稚園につきましては、給食は隣接する小学校で調理をしております。完成した給食を持ち込みますので、完成した給食からアレルギーの原因となる食品を取り除く除去食で対応をして、除去食等で対応できないメニューについては弁当ということでお願いをしておるところでございます。

保育園につきましては、いずれの園も自園調理を行っております。公立保育園と一部の民間園では、給食の材料表から保護者と相談をいたしましてアレルギーの原因となる食品を取り除く除去食で対応をしております。菓子類等のかわりのものが容易に用意できる一部のものにつきましては、可能な範囲で代替食を提供しております。公立幼稚園同様、除去食で対応できない食品がある料理については、保護者と相談の上、弁当での対応をお願いしております。

なお、その他の民間保育園等では、食べられない料理のかわりの料理を代替食で提供しているという園もございますので、補足させていただきます。

○議長（幸前信雄） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） わかりました。保育園、幼稚園でも、対応食までいなくても除去食できちっと対応がされているなという実感をいたしました。

国民病と言えますアレルギーですけれども、今や国民の2人に1人弱が何らかのアレルギー症状を持っているということで、昨年、アレルギー疾患対策基本法が成立をしました。アレルギーで苦しむ人を減らすための法律で、国や自治体、医療、学校関係者の責任をはっきりさせ、総合的に取り組んでいくものです。

今後、さまざまな取り組みによりまして食物アレルギーのお子さんも減少していくことを願うものですが、食物アレルギーのお子さんの今後の推移につきましてどのような考えを持っているのかお尋ねします。

○議長（幸前信雄） こども育成グループ。

○こども育成G（都築真哉） 近年の幼稚園・保育園の状況から勘案をいたしますと、今後も5%前後ということで推移をしていくのではないかと考えております。

以上です。

○議長（幸前信雄） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） なかなか本当に、この基本法によって、またいろんなさまざまな総合的な対策がなされていく中で、ちょっと前は3人に1人というようなことだったんですけれども、今や2人に1人が何らかのアレルギーを持っているということで、ちなみに私もアレルギーを持っておりますけれども、今後しっかりと取り組んでいかなければというふうに思っております。

市内の学校に通う児童、また園児の食物アレルギーで対応食が必要なお子さんに、今、高浜小学校、高浜中学校のみですけれども、今後、公平に給食が提供できますように心から願うものでございます。やれるときが来ましたら、ぜひ前向きに実施していただきたいと思っておりますので、このことは要望とさせていただきます、アレルギー対策につきましての質問を終わらせていただきます。

次に、認知症対策についてですけれども、本当に高浜市は福祉のまちということで、近隣市に先駆けまして着々と取り組んでくださっているなということを実感いたしました。特に先ほど御答弁がありましたけれども、脳とからだの健康チェック、これにつきましては今年度1回限りですので、本当に多くの方に御参加していただきたいなことを願っております。そして、今後、さらに健康自生地を活用した調査研究が進められるということですので、大きな成果につながるように期待をさせていただきたいと思っております。

それから認知症初期集中支援チームにつきましては、ハードルが高いということでございますので、本当にハードルが下がればいいかなというふうに思っておりますけれども、3年間猶予がありますので、何とかしっかりと取り組んでいただきたいなというふうに思います。

名古屋市ですけれども、今年度から市内16カ所、各区に1カ所の初期集中支援チームが配置されたということで、来年度は29カ所に拡大するという計画だそうです。このことが参考になればなというふうに思っております。

認知症サポーターにつきましては、先ほど答弁で4,931人と多くの方が養成されたということをお聞きしましたけれども、平成26年度は小学校や高校以外にどのような団体が認知症サポーターになられたのか教えてください。また、平成27年度はどのようなところに働きかけていきたいのか、教えていただきたいと思っております。

○議長（幸前信雄） 保健福祉グループ。

○保健福祉G（加藤一志） お答えをさせていただきます。

平成26年度につきましては、小学校や町内会、そしてまちづくり協議会などの実施に加え、企業や大型スーパーで実施をさせていただきました。また、新たな職種として、高齢者との接客も多い美容師の方々にお集まりいただき、養成講座を実施することができました。最近では、高齢者とのかかわりがある企業でも認知症へのスキルが求められるようになってきておまして、そのニーズはふえているものと思っております。

本年度は、郵便局など高齢者の生活を見守る機会がある方にもお声がけをしていきたいと思っております。とりわけ地域で働く方々は、サポートだけでなく、徘徊高齢者の保護などにも御協力いただける可能性もあります。また、趣味のサークルやお友達グループでも声をかけていただければ、サポート養成講座を実施させていただきますので、よろしくお願ひします。

○議長（幸前信雄） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） わかりました。

積極的に推進してくださっていますので、今後も引き続きよろしくお願ひをいたします。

本日は、認知症サポーター養成講座の進捗状況から、脳とからだの健康チェック2015の実施まで、認知症対策について4問お聞きしましたがけれども、認知症予防から認知症初期の対応、認知症が発症してからの対応など、個人の状態に応じた対応が必要です。そして、本人へのケアに加え、家族へのケア、地域で取り組むケアなど、ケアの主体ごとの取り組み内容、また介護保険の利用、そして医療による治療など、認知症対策は複数の視点からさまざまなアプローチが必要となります。

新たに策定されました国の新オレンジプランにおきましても、その施策ごとに多くの具体的な指標が記載をされ、目標数値が掲げられております。その中で、新オレンジプランに今回新たに加えられたものが、認知症の人やその家族の視点を重視することです。これまでの認知症施策は、ともすれば認知症の人を支える側の視点に偏りがちであったという反省から、見直しが行われており、認知症カフェもこの当事者の視点を重視する事業として位置づけられております。

認知症カフェの環境整備は、カフェを通して認知症の人同士のつながりを築き、カフェを超えた地域の中で、さらなる活動につなげていけるような取り組みになると思いますので、ぜひ認知症カフェについて検討していただくように、これも要望させていただきます。

また、認知症施策の目的は、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域で自分らしく暮らし続けられることです。市の行う施策を通しまして、そうした地域の実現を目指していただくことをお願ひしまして、私の質問を全て終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（幸前信雄） 暫時休憩いたします。再開は午後1時30分。

午後0時23分休憩

午後1時30分再開

○議長（幸前信雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番、黒川美克議員。一つ、市民と協働のまちづくりについて。一つ、教育行政について。以上、2問についての質問を許します。

6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） それでは、議長のお許しをいただきましたので、市民と協働のまちづくりの推進と教育行政の2問について一般質問をさせていただきます。

私は、さきの市議会議員一般選挙において7つの約束事を掲げさせていただきました。今回の一般質問は、その7つの約束のうちから「まちづくりの根っことなる町内会をより強固にし、まちづくり協議会と協働し、地域ぐるみで安心・安全なまちづくりを進めます」に関連する質問として市民と協働のまちづくりについて、また「第6次高浜市総合計画や教育基本構想に地域ぐるみで子供の成長を見守り手助けする基盤づくりを進めることや家庭や地域と手を携えた教育を推進する」と書きましたので、協働のまちづくりとの関連で教育行政についての2問について質問をさせていただきます。

まず、1問目、市民と協働のまちづくりについて質問いたします。

まちづくりの根っことして一番重要な組織は町内会です。さきの平成24年12月にも一般質問をさせていただきましたが、そのときの答弁では「市としても、町内会の自発性・任意性を尊重しながら、協力できることがあればしっかりと協力し、今後もさらなる連携と支援を図ってまいります」とのことでした。それ以降の取り組み状況がどのようになっているのかを中心にお伺いいたします。

私は、町内会は、自分たちが住んでいる地域をより住みやすく、安心して住めるまちにするため、地域内に住んでみえる方々で構成される住民にとって最も身近な自治組織であり、同じ地域に住む人たちが親睦や交流を深め、いざというとき、困ったときの助け合いや生活環境の改善・向上など、生活に密着した活動を行っており、地域にとっては欠かすことのできない役割を担っていると考えます。

阪神・淡路大震災や東日本大震災でも、その助け合う力の重要性がクローズアップされました。また、本市においては、地域内分権を推進する上で、まちづくり協議会の重要な構成団体でもあり、協働のまちづくりを推進するためには、その根っこである町内会をより強固にしていくことが極めて重要であると考えています。

先日いただいた資料によりますと、町内会加入率は、この10年間では平成17年の70.7%をピークに現在では64.3%と実に6.4%の減少となっています。町内会別の加入率では、平成27年4月1日現在、ワースト5は、残念ながら私が住んでいる神明・豊田町が55.1%、芳川町が56.9%、田戸町が57.4%、湯山町が58.7%、小池町が59.0%となっています。

特に、翼地区においては、今後のコミュニティーの継続に大きな危機感を抱いているところでございます。加入率もそうですが、私は最も大事なことは未加入市民の数であると考えています。未加入世帯数が6,504世帯、人口4万6,500人として単純計算すると1万6,589人が加入していないことになります。こういう状況が今後も続くと、残念ながら協働のまちづくりや安心・安全なまちづくりを標榜しても市全体になかなか伝わっていかないのではないかと危惧をしております。

そこで、町内会の現状及び課題について4点お聞きいたします。

1つ目、まず近隣市の町内会加入率をお聞きします。また、比較して本市の加入率の状況をどのように捉えているのか、お伺いいたします。

2つ目、町内会がどのような課題に直面しており、それらの課題をどのように把握しておられるのか。また、未加入者が多くなることの課題をどのように捉えているのか、お聞かせください。

3つ目、町内会未加入者に対する情報伝達についてですが、広報紙の配布については、これまでの決算委員会等のやりとりで、町内会に加入していただき配布につなげていきたいとの答弁でした。私は、命にかかわるもの、例えば5月15日に配布した地震防災マップなどは、町内会加入者だけでなく全世帯に配布する必要があると思っています。基本的な考え方として、このように全世帯に配布する必要があるものについて、その重要性の判断はどのようにされているのか。また、全世帯に知らせる必要がある場合の配布手段をどのように考えているのか。あわせて、5月15日に配布した地震防災マップの町内会未加入者に対する対応についてもお聞かせください。

4つ目、町内会の加入率向上の取り組みです。私は、町内会を行政の最も重要な団体と位置づけ、町内会は任意組織であるからと行政としては協力にとどめるということではなく、一緒に向き合い、抜本的に検討していく時期が来たと考えています。他市においては、町内会と協働で町内会加入促進マニュアルを作成し、市の現状、町内会の必要性、加入促進活動の心構えなどを冊子にまとめているところもたくさんあります。こうした冊子を協働で作成することで、行政も町内会関係者も町内会加入率向上に対するベクトルを合わすことができ、市内全体に加入の機運を高めることで、結果、加入率向上につながっていくと考えます。

そこで、町内会の加入率向上に向けて、町内会行政連絡会等と協働で取り組む考えはないのでしょうか。また、高齢者が担えないごみの立ち番問題も含めて、総合的な取り組みとして町内会加入率の向上を検討していくことは考えていないのか、お聞かせください。

次に、まちづくり協議会の現状及び課題についてお聞きします。

まちづくり協議会条例が、この4月に施行されました。本市は、平成23年4月に自治基本条例を施行し、まちづくり協議会を公共的団体と規定するとともに、第16条地域内分権の推進では、「行政は、地域を構成する市民がお互いに支え合いながら安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、地域のことは地域の市民が自ら考え、実行するための施策を講じるとともに地域の自主性・主体性を尊重し、お互いに補完し合いながら、まちづくりを行います」と宣言しています。

振り返ると、第6次高浜市総合計画の前期期間、平成23年度から平成25年度までは、高浜市の未来を創る市民会議とともにまちづくりを協働で行うという姿勢が行政と地域ともに強く感じられ、まちづくりフォーラムなど、まち全体に協働の機運の高まりがありました。当時は、行政としてもある程度の方向性を示し、こうしていきたいという気概があり、全国からの視察も多くあ

ったと聞いております。

残念ながら、最近、地域でよく聞く話としては、地域とともにという姿勢が弱くなった、まちづくり協議会の将来像が見えにくくなっているとの声も耳にいたします。まちづくり協議会も設立10年を経過したことから、次のステージに向けて、いま一度、まちづくり協議会の方向性を示すべきであるとの思いを強くしています。そこで、4点お伺いいたします。

1つ目、まちづくり協議会は、まちの地域課題を解決する団体でありますので、まず、まちづくり協議会ごとに一番決算額の大きな事業を挙げていただき、決算額とどのような地域課題が解決されたか、現状をお示してください。

2つ目、自治基本条例では、まちづくり協議会は、地域の市民の意思を反映してまちづくりを行いますとあります。たしか現地域計画は特派員とまちづくり協議会のメンバーが協働で作成したと記憶していますが、市の公式ホームページを見ると、平成21年9月に提出された地域計画のままとなっており、作成後、5年以上経過しており、事業の計画期間が過ぎているものもあります。私は、地域計画は、地域の課題がどこにあり、その解決のためには誰が何をしなければならぬかといったことについて、地域の総意を決定する重要なものであり、市民予算枠を使う根拠になるものと考えています。そこで、早急に地域の市民の意思を反映した地域計画をつくることが必要であると考えますが、考え方をお答えください。

3つ目、まちづくり協議会も担い手がかわる時期を迎え、市の財政状況も大変厳しくなってきました。そこで、次なるステージに向けて、まちづくり協議会の目指す方向を市がきちんと示していくことが求められていると考えます。市民予算枠の運用も含めて、今後どのように対応していくのか、お聞かせください。

次に、2問目、教育行政についての質問です。

まず、協働のまちづくりの延長で、地域の特色を生かした学校運営の仕組みづくりについてお伺いいたします。

先日、総務省が、こどもの日に合わせて15歳未満の子供の推計人口を発表し、34年連続で子供の数が減少したことを公表しました。全国では、子供の減少に歯どめがかからない状況です。

一方、本市では、平成27年4月1日現在では7,566人と、平成24年の7,733人をピークにして2年続けて減少し、167人の減となっています。こうした状況を考えると、高浜市の未来を担う子供の育成では、特に教育が重要になってくると思います。

既に、教育基本構想では、教育ビジョンとして「高浜を愛し、高浜の良さを学んで、高浜でたくましく生きる未来市民の育成」を掲げ、このまちのスモールスケールメリットを生かし、各学校が、地域の持つ伝統や文化を伝承し、地場産業を継承し、さらに新たな文化を創造する拠点となって、家庭や地域と手を携えた教育を推進し、魅力と活力にあふれたまちづくりに貢献するという言葉で締めくくっています。

現在、文部科学省では、地域とともにある学校づくりを推進しており、学校運営に保護者や地域の皆さんが参画する仕組み、学校と地域が力を合わせることによって、互いに信頼し合い、それぞれの立場で地域の子供たちの成長を支えていく、そんな学校づくり、コミュニティ・スクールの導入を推進しています。平成27年4月1日現在、読売新聞で掲載が先日されましたけれども、2,271校が指定され、前年同期比466校増加しています。愛知県では一宮市が取り組んでいると聞いております。

そこで、高浜市においても、これまでの協働のまちづくりを進めてきた土壌及びスモールスケールメリットを生かすチャンスであり、このコミュニティ・スクールの精神を高浜らしい仕組みとして構築できないかと考えています。そこで、2点お伺いいたします。

1点目、まちづくり協議会と学校との連携状況をお聞きします。また、まちづくり協議会が学校と連携する場合、どのような手続を経て連携が始まるのか、決定権が誰にあるのかを含めてお聞かせください。

2点目、まちづくり協議会と学校との連携が進んでいる状況で、これを仕組みとして構築し、市内外にアピールすることが、高浜市は地域を挙げて子供を育むという姿勢を示すことにつながり、このまちで教育を受けたいと思えるようになると思います。高浜小学校の建てかえも検討されていますので、これをチャンスに捉え、人事権はなくてもコミュニティ・スクールに似た仕組みを構築し、せめて西三河で初となるような取り組みを期待いたします。考え方をお聞かせください。

最後に、4月から教育委員会制度が変わり、既に市長が招集する総合教育会議が開催されたと聞いています。総合教育会議は、首長と教育委員会が教育行政の大綱や重点的に講ずべき施策等について協議・調整を行う場であり、本市の教育の指針となる教育大綱も策定していくと聞いています。岡崎市を初め多くの市では、総合教育会議の設置要綱をつくり、会議の公開や議事録の公開などを定めています。そこで、2点お聞きいたします。

1点目、5月に第1回総合教育会議が開催されましたが、その会議録はどのように取り扱われたのか。情報公開の考え方についてお聞かせください。

2点目、教育大綱は市民参加やパブリックコメントなどの手続を踏んで作成していただくのか、考え方をお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（幸前信雄） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） それでは、黒川議員の1問目、市民と協働のまちづくりについてお答えさせていただきます。

初めに、（1）町内会の現状及び課題についてでございますが、議員御指摘のとおり、町内会は、その特性といたしまして、地域に根を張った強さがあり、御近所との面識や交流を生かした

取り組みに強い点が挙げられ、特に防犯や防災などの面で、いざというときに地域住民にとって最も身近で頼りになる自治組織であると言えます。

さきの東日本大震災におきましても、被災者の多くの方が地域の助け合いの重要性を痛感したと述べておられます。倒壊家屋からの被災者の救出、初期消火活動、避難所運営、防犯活動など、隣近所の助け合いや地域住民の相互協力による活動が、被害の拡大防止、軽減に大きな力を発揮したと言われており、日ごろからのおつき合いや顔見知りの関係など、地域のつながりが大切であることを再認識させられたところでもあります。

そこで、まず1点目の御質問であります近隣市における町内会加入率の状況でございますが、聞き取りにより調査したところ、高浜市は御指摘のとおり64.3%であり、碧南市が78.4%、刈谷市が67.9%、安城市が73.8%、知立市が74.9%となっております。

なお、調査現在日や算出方法の違いにより、正確な比較は難しいところではございますが、調査の結果、現状では本市が一番低いという状況にあり、このことから町内会加入率の向上は本市といたしましても一つの大きな課題であると捉えております。

現在、地方創生に伴う高浜版人口ビジョンの策定に向けて準備を進めているところでございますが、人口分析を進める中で、平成24年から平成26年までの3年間で、本市では約7,000人の方が移動されていることがわかりました。これは、率に換算いたしますと、3年間で全人口の約15%の方に動きがあったということになります。このように、高浜市に定住されない方が多いことも町内会加入率が上がらない一つの要因ではないかと推測いたしております。

また、前回の黒川議員の一般質問でもお答えさせていただきましたが、町内会加入率の内訳を見ますと、アパートやマンションなどの集合住宅を抱える割合が高い町内会ほど加入率が低くなる傾向がございます。未加入世帯に対する集合住宅にお住まいの方の比率は65.9%で、集合住宅を除く戸建て住宅世帯の町内会加入率は83.6%となっており、アパートやマンション、社宅などに暮らす人が多いことも加入率を低くしている要因の一つであると推測いたしております。

次に、2つ目の御質問の、町内会がどのような課題に直面しており、それらの課題をどのように把握しているのか。また、未加入者が多くなることの課題をどのように捉えているのかについてでございますが、町内会・行政連絡会の場などで町内会の皆さんからお聞きする課題といたしましては、やはり町内会加入率の向上を初め、町内会の役員の後継者が見つからないこと、定年年齢が延伸したことにより、現役世代が町内会の役員を担う状況になっていることなど、地域の事情や背景が異なる中で、ただいま申し上げたような点が各町内会共通の課題となって浮かび上がってきております。

特に、町内会加入率の向上の問題につきましては、単に町内だけの問題にとどまらず、平成23年4月に施行いたしました自治基本条例において、まちづくりの基本原則に掲げる「協働のまちづくり」を進めていくに当たり、町内会は、地域力を維持・強化していく上で重要な役割を果た

す組織であり、また、実際に防犯や防災・減災といった面で、いざというときに頼りになることに加え、行政や地域の情報を広く周知し、情報共有を進めていく上でも重要な課題であると考えております。

次に、3つ目の御質問の町内会未加入者に対する情報伝達についてであります。広報紙の配布につきましては、これまでも地域の公共施設やコンビニエンスストアでの配布のほか、公式ホームページへの掲載により対応してきたところでございます。

御質問にあります地震防災マップの町内会未加入者への配布につきましては、現在のところ公式ホームページの閲覧をお願いすることとなりますが、今後は未加入者との接触の機会であります可燃ごみ用の指定袋の市役所窓口での配布にあわせて町内会未加入者の方にも地震防災マップを配布することで対応してまいりたいと考えております。

また、市からの配布物について、全世帯に配布するかどうかの重要性の判断につきましては、配布物を所管する各所属において、その必要性を個別に判断しているところでございます。今後は、各世帯に周知したいという配布物や情報につきましては、先ほど申し上げたように可燃ごみ用の指定袋の配布とあわせて周知をしていくほか、新聞等のマスメディアを活用した行政情報の提供やキャッチの文字放送などの媒体も活用し、周知を行っていくことも一つの方法であると考えております。

4つ目の御質問の加入率向上の取り組みについてでございますが、町内会加入率の向上に向けたこれまでの市の取り組み内容について申し上げますと、1点目として、市役所に転入手続に見えた方には必ず町内会の加入の案内をすることとし、加入促進のチラシと入会申込書を窓口で配布いたしております。

2点目として、加入促進用のチラシの作成に当たりましては、市が作成したものだけではなく、18町内会ごとに特色のあるものを作成いたしております。このチラシには、それぞれの町内会独自の活動や加入への呼びかけなどが記載されており、各町内会の思いが込められた内容となっておりますので、転入者だけではなく、町内会未加入者の方で可燃ごみ用の指定袋を取りにおみえになった方にもお渡しし、加入への呼びかけに活用しているところでございます。この町内会ごとのチラシの作成につきましては、過去の町内会・行政連絡会におきまして、町内会長様から御提案があり、実施してきたものでございます。

そのほかにも、10戸以上のアパートを建設する際の事前協議の際に、入居者に町内会に加入してもらえるよう、開発事業者に対し、加入促進のチラシと入会申込書を配布し、加入促進への御協力を依頼するほか、外国人の方も加入してもらえるように、ポルトガル語版の入会案内と申込書を配布し、加入の呼びかけを行っております。

また、それぞれの町内会においても加入促進のための独自の取り組みを行ってまいります。例えば、町内で新規の分譲住宅の建築が進めば、入居のころ合いを見て、町内会への加入の依頼に訪

問するなどの活動をされており、また、高齢者世帯に対する資源ごみの立ち番についても、各町内会において当番の調整をしていただくなど対応をいただいているところもございます。

このように、各町内会も行政とともに町内会加入促進に向けた取り組みを実施しているところであり、町内会加入率向上に対するベクトルは基本的に同じであると考えております。

次に、御質問の中で、総合的な取り組みとしての町内会加入率向上の検討及び町内会加入促進マニュアルの作成についての御提案がございましたが、御指摘の内容につきましては、一度、他の自治体を実施している例を調査・研究し、町内会さんも交えて検討を行い、最終的には町内会・行政連絡会において、その結果の投げかけをさせていただきたいと考えております。

いずれにいたしましても、この問題は、町内会未加入者に対する行政サービスの提供のあり方と町内会活動の活性化という利害が相反する中で、町内会加入率向上に対する特効薬がなかなか見つからない状況ではありますが、行政といたしましても他自治体の成功事例など加入率向上に直接つながるような取り組みについて町内会の皆さんと一緒に検討してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、（２）まちづくり協議会の現状及び課題についてお答えいたします。

平成17年3月に高浜南部まちづくり協議会が設立されたのを皮切りに、各小学校区において順次まちづくり協議会の設立が進み、平成21年5月の高浜まちづくり協議会の設立により、全ての小学校区にまちづくり協議会が誕生いたしました。既に、最初のまちづくり協議会の設立から10年以上が経過し、これまでのところまちづくり協議会の活動も徐々に地域に広がり、順調に運営されてきたものと考えております。

自治基本条例では、地域内分権を推進する組織として小学校区ごとにまちづくり協議会を設置できることを規定し、これを受けて、平成27年4月に施行いたしましたまちづくり協議会条例におきまして、まちづくり協議会を公共的団体として位置づけ、まちづくり協議会の継続的な活動の担保を図ってきたところでございます。

そこで、1つ目の御質問の各まちづくり協議会の決算額の大きな事業及び地域課題の解決についてであります。平成26年度の事業報告及び決算に基づき、それぞれの成果について各まちづくり協議会ごとにお答えさせていただきます。

初めに、高浜南部まちづくり協議会におきましては、地域の防災・防犯に関する事業として116万9,612円を執行されており、内容といたしましては、市の総合防災訓練に参加し、地域防災力の向上を図るとともに、青色回転灯車両による防犯パトロールを週3回実施するなど、防犯力向上に努めておみえになります。

次に、吉浜まちづくり協議会におきましては、伝統文化事業として341万1,835円を執行されており、市の花、菊をテーマに「菊一本でまちづくり」を提唱され、菊の栽培や育成などのほか、菊人形や細工人形づくりなどを通じ、子供から大人まで世代間交流を進めるとともに、伝統文化

の継承を図っておみえになります。

次に、翼まちづくり協議会におきましては、防災訓練推進事業として114万4,612円を執行されており、地域防災力の強化のため、地域住民が主体となった防災訓練等を実施されております。

次に、高取まちづくり協議会におきましては、稗田川花と緑ふれあい事業として187万4,124円を執行されており、稗田川周辺を花と緑の公園とすることにより、住民の憩いの場、健康増進の場を提供されております。

最後に、高浜まちづくり協議会におきましては、大山魅力アップ事業として346万7,072円を執行されており、大山緑地を触れ合いの拠点とするとともに、地域に愛着を持ち大切に作る気持ちを養うため、桜の里親事業を進めておみえになります。

以上のように、各まちづくり協議会の地域特性が生かされ、地域の課題解決につながっているものと考えております。

次に、2つ目の御質問の地域計画についてでございますが、自治基本条例の第18条第1項では、「まちづくり協議会は、自らが行うまちづくりの目標、活動方法、内容等を定めた地域計画を策定します。」と規定し、同条第2項において、「行政は、市政運営に当たり、地域計画を尊重します。」と規定いたしており、その重要性は自治基本条例上に明記されているところであります。

現在の各まちづくり協議会の地域計画につきましては、その計画の開始時期が、翼及び高浜まちづくり協議会が2009年度から始まる計画となっており、高浜南部、吉浜、高取の各まちづくり協議会では2011年度から始まる計画と、開始時期が異なっておりますが、終了年はいずれのまちづくり協議会においても2020年までといたしているところでございます。

それぞれの地域計画に盛り込まれております個別の事業計画につきましては、当初計画していた事業よりも拡大しているもの、あるいは計画策定後に新たな事業に取り組んでみえるものなどのほか、計画どおりに進まなかった事業などもあり、計画策定時の事業計画の見直しの必要性が生じてきたところであります。そこで、昨年度から各まちづくり協議会のトップが集まるまちづくり協議会サミットにおきまして、地域計画の見直しの必要性について情報を共有し、今年度末を目途に計画の見直し作業に取りかかっているところでございます。

地域計画の見直しに当たりましては、それぞれの小学校区ごとの人口や環境、防犯などのデータを取りまとめた地域カルテをお示しし、地域課題を的確に捉えていただくとともに、地域課題を解決していくための取り組みについては、地域の市民の皆様によって取りまとめていくことが重要でありますので、それぞれのまちづくり協議会の主体性を尊重する中で、総合政策グループの職員やまちづくり協議会特派員がそのお手伝いをさせていただきながら、計画の見直しを行ってまいります。

3つ目の御質問のまちづくり協議会の目指す方向性についてでございますが、まちづくり協議

会の発足当初は何よりもまず立ち上げることが重要であったため、まちづくり協議会の認知度の向上や活動に参加していただく方々を集めていくことに重点が置かれ、イベントなどの活動に注力してきた面もございます。その後、設立から10年が経過し、まちづくり協議会の活動も順調に進む中で、10年間の活動の成果として徐々にまちづくり協議会の認知度も高まり、地域の課題解決に向けて小学校区における地域コミュニティーや連帯意識の醸成という下地が整ってきたものと受けとめております。

今後5年間の地域計画の見直しにあわせて、地域カルテを活用し、新たな地域課題の掘り起こしに努めていただくとともに、市民予算枠事業交付金の説明会におきましても、財源は税であるとの認識を共有し、限られた財源をいかに有効に活用するかといった意識を高める取り組みをこれまで進めてまいりましたが、今後は、それぞれのまちづくり協議会が、まちづくり協議会条例に基づく市長の認定を受けることにより、説明責任と透明性の確保が今まで以上に求められることとなり、地域自治の仕組みとしてきちんと公共的団体に位置づけられてまいります。

そこで、まちづくり協議会の次なるステージは、地域を経営していくという点にあると考えております。まちづくり協議会の本来の目的である地域課題の解決に向けて、真に必要な事業は何であるのかを常に意識していく必要があります、そういう意味では、今後のまちづくり協議会が実施していく市民予算枠事業につきましては、それぞれの小学校区の市民の方がお金を払ってでも参加したいイベントや事業が残り、当初の目的を達成した事業は、その役割を終えていくものと考えております。

また、市からの移譲事業につきましては、従前は市が業者に画一的な仕様のもとで委託事業として実施してまいりましたサービスを、地域の裁量により事業展開できることや自主財源を確保するという経営的な面からもまちづくり協議会にとって重要な事業となっておりますので、今後ともまちづくり協議会と協議しながら移譲事業の拡大に努めてまいります。

このほか、南部まちづくり協議会が実施してみえますコミュニティビジネスについても、自主財源の確保に有効な事業でありますので、他のまちづくり協議会にも波及できるよう情報の共有に努めてまいります。

また、市民予算枠事業交付金のあり方につきましても、地域経営の観点から、直接事業の運営を担っていただく市民の方々に交付金の使い道を決めていただくことも地域内分権を進めていく上で重要なことでもありますので、市といたしましても使い道の自由度を高める総合交付金制度の導入について現在検討しているところでございます。

まちづくり協議会による地域経営が進むことによって、みずから財源を確保するとともに、新たな公共サービスの担い手となることで、新しい地域自治の形が生まれてくるものと考えており、地域計画の見直しに際し、それぞれのまちづくり協議会において、こうした視点が新たに反映されてくることになれば、第6次総合計画の後期基本計画の策定に際しましても、その考え方を尊

重していくことにつながってまいります。

最後になりますが、市といたしましても、自治基本条例に定めるまちづくりの基本原則に基づき、町内会及びまちづくり協議会の活動・運営などに対し、ともに汗を流して取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（幸前信雄） 教育長。

○教育長（岸上善徳） 続きまして、黒川美克議員の2問目、教育行政について、（1）まちづくり協議会と学校との連携についてお答えをいたします。

なお、午前中の浅岡議員の答弁内容と重なる部分がありますことを御承知おきくださいますようお願いをいたします。

初めに、黒川議員の質問に出てきましたコミュニティ・スクールについて、その背景を述べさせていただきます。

現在、全国的な傾向として、児童・生徒数の減少や多様化・複雑化する社会状況の変化等を背景に、小・中学校の統廃合や高等学校の再編・統合が進んでいます。今後、少子化のさらなる進行により、学校の小規模化に伴う教育上のデメリットの顕在化や学校がなくなることによる地域コミュニティの衰退が懸念されており、各市町村の実情に応じた活力ある学校づくりの推進が求められています。

一方で、中学校等の教員を対象としたOECD国際教員指導環境調査において、我が国の教員は、課外活動の指導や事務作業に多くの時間を費やし、調査参加国中で勤務時間が最も長いという結果が出るなど、教員の勤務負担の軽減が課題となっています。

そのような中、学校・家庭・地域が連携・協働の視点を持ち、社会総がかりで教育に取り組む必要性を共通の認識としながら、地域とともにある学校づくりを推進し、子供の豊かな学びと成長を支援していくための方策として、平成12年に政府の教育改革国民会議の報告をもとにコミュニティ・スクール制度が創設され、平成16年9月よりスタートしています。

コミュニティ・スクールに置かれる学校運営協議会は、保護者・地域住民・教員らで成り、学校運営の基本方針などを承認するほか、校長や教育委員会に意見したり、教員人事について都道府県教委に意見具申できたりするなどの権限が与えられています。文部科学省の調査によると、制度発足直後の平成17年度は全国で17校でしたが、平成23年度は789校、平成24年度は1,183校と徐々にふえてきています。文部科学省は、平成24年度から28年度の5年間で全国の公立小・中学校の1割に当たる約3,000校をコミュニティ・スクールにすることを目標に掲げており、平成26年4月現在で全国4道県187市区町村で1,919校が指定されています。

コミュニティ・スクールは、保護者・地域住民・教員が対等の立場で学校運営に当たる英国の学校理事会制度などをモデルにした仕組みでしたが、当初、市民が学校現場を監視する制度であ

るとして、教育関係者の一部から強い反発を受けましたが、皮肉なことに、学校運営協議会に二の足を踏んだのは教育委員会や学校だけでなく、保護者や地域住民も同じであったと伺っています。

以上のような背景から、学校運営協議会設置による学校の負担感や学校運営協議会の権限の高さなどを想起させ、思うように導入が進んでいない状況にあります。

そこで、本市における地域の方々と学校との連携であります。各校長が理事等として加わっているまちづくり協議会を中心としまして、うまく連携をとりながら、さまざまな取り組みが行われています。御質問の連携する場合の手続につきましては、特に決まった手続はなく、まちづくり協議会の理事会等で学校側から依頼したり、また、まちづくり協議会側から依頼されたりしながら連携を調整しており、学校側の最終判断は校長が行っております。

次に、コミュニティ・スクールに似た仕組みの構築につきましては、各校とも、まちづくり協議会を初め町内会や子ども会、おやじの会など地域の人々や各種団体の方々などが、さまざまな形で学校運営や教育活動に御協力をいただき、子供たちの教育環境の充実に取り組んできています。まさに、学校運営協議会こそ設置していませんが、その連携した取り組みはコミュニティ・スクールで求められている内容に引けをとらないものであると理解をしています。

平素からの学校と地域の関係づくりが、子供、保護者、地域住民、教職員など、そこにかかわる全ての人々の自発的な学びや成長を促し、子供たちを守り、地域を守ることにつながります。これまでも多くの地域の人々が学校にかかわっていただいている本市の実情を踏まえ、今後も学校と地域とのつながりを強め、地域とともにある学校づくりを進めるための記述を教育大綱にも盛り込んでいくことが検討されていることこそ、本市の特徴であると考えています。

続きまして、(2) 総合教育会議についてお答えをいたします。

本市におきましても、高浜市総合教育会議設置要綱を設け、議事録を作成し、これを公表することとしております。現在、準備中ではありますが、市のホームページ上で総合教育会議のページを作成し、議事録を公表してまいります。

また、教育大綱策定までの手続につきましては、現在、総合教育会議において慎重に議論が重ねられており、順調に推移した想定で申し上げますと、来月9日の第3回総合教育会議にて大綱案がまとまれば、8月中旬からパブリックコメントを実施します。そして、10月に第4回総合教育会議を開催し、そこでの大綱策定を目指していることを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（幸前信雄） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 第1回目の答弁ありがとうございました。

それでは、最初に市民と協働のまちづくりについて再質問をさせていただきます。

まず、先ほどの答弁の中で、町内会加入率向上の取り組みについては、市としても大きな課題と捉えており、今後は加入率向上に直接つながるような取り組みを検討していくとの話がありま

した。

そこで、今後の取り組みについて、具体的なお考えがあればお答えしてください。

○議長（幸前信雄） 総合政策グループ。

○総合政策G（木村忠好） 町内会加入率の向上に向けました今後の具体的な取り組みについての考え方はどの御質問でございますが、すぐにできることとして現在考えておりますのは、例えば町内会未加入世帯の方が各公共施設やコンビニ等に設置しております広報紙、こちらを御利用になるわけでございますが、これにつきまして、毎号その中に町内会加入促進のチラシや入会申込書を折り込み、未加入者の方に対しまして町内会加入を促進していくということから始めていきたいというふうに考えております。

また、多くの市民の皆様が集まります市のイベントの機会等を捉え、町内会活動のPRを行い、町内会について知っていただく機会を提供するなどの取り組みを検討してまいりたいというふうに考えております。

このように、まずはすぐにできることから着手してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（幸前信雄） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） ありがとうございます。これからも行政としてもっと積極的に加入率向上に対して取り組んでいただくよう要望しておきます。

まちづくり協議会の地域計画では、地域の多様な市民の声をいかに聞き、できた後は地域で共有することが大事です。企画部長の実行宣言にも載っておりますので、今年度中の策定をお願いいたします。また、市民予算枠事業では、総合交付金を検討しているとの答弁でしたが、既に平成24年度から検討を始め3年が経過しています。財政状況も厳しくなっていますので、ぜひ来年度の予算編成に間に合うようにしてほしいと思いますので、これも要望しておきます。

次に、教育行政について2つ再質問させていただきます。

1つ目ですが、学校と地域との連携は、本市の協働のまちづくりを背景に他市に比べて進んでいると思います。答弁の中で、地域とともにある学校づくりを教育大綱に盛り込んでいくことこそが本市の特徴と言われましたが、私も、学校と地域が力を合わせて互いに信頼し合い、それぞれの立場で地域の子供たちの成長を支える仕組みをつくり、実践することこそが大切だと思っています。連携の学校側の決定権が校長にあるということは、その個性に大きく左右されることにもなりかねず、誰が校長になっても同じ対応になる仕組みづくりをすることが大切ではないか。子供や保護者、教員、地域、誰にでもわかりやすく、相互乗り入れが進んでいくと思いますが、そういう仕組みづくりを行っていく考え方はないか、お伺いをいたします。

○議長（幸前信雄） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 黒川議員がおっしゃいますように、学校と地域との連携は他市に比

べて非常に進んでいると考えております。特に、全てのまちづくり協議会について、各小学校・中学校の校長、そして教頭が理事、代表者、監事などさまざまな立場でまちづくり協議会の活動に関与しております。また、これまでも地域との連携を行う際に校長の独断で進めてきたわけではなく、校内の教職員等との話し合いを行い、その結果を踏まえ、校長が判断をし、これまでもよりよい地域とのつながりを深めてきております。さらに、定期的な校長会等におきまして、教育長より地域をしっかりと意識した学校づくりをお願いしてきているところでございます。

こうした状況を踏まえまして、学校と地域との連携につきましては、その地域において、地域の実情に応じ、地域の特色を生かして、工夫に富んだ取り組みを積み重ねていただいているところでございます。

以上です。

○議長（幸前信雄） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） もう一点、高浜市総合教育会議設置要綱について質問させていただきます。

6月2日にいただいた資料によりますと、高浜市総合教育会議設置要綱の施行日は平成27年4月1日となっておりますが、5月7日に開催された総合教育会議の議題として、高浜市総合教育会議設置要綱についてと教育に関する大綱策定方針（案）についてとありますが、なぜ設置要綱が議題に上がっているのか、お答えをください。

また、先日、「平成27年度カレンダー高浜市が育てていきたい生活習慣・学習習慣～12年間の育ちを願って～」というカレンダーが配布されておりますけれども、その配布先についてお答えください。

○議長（幸前信雄） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 黒川議員も御存じのとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が本年4月1日に施行され、総合教育会議につきましては、第1条の4に規定がありまして、全地方公共団体に設置されているところでございます。本市の総合教育会議につきましても、法律の規定に基づきまして、設置要綱を4月1日に施行し、高浜市総合教育会議として設置をしております。その後、最初の会議を5月7日に開催させていただき、設置要綱につきまして御報告をさせていただきました。

なお、会議の内容につきましては、現在、ホームページを作成しているところでございますので、近日中にホームページにてお知らせする予定でございます。

また、先ほど御質問がありましたカレンダーのお話でございますが、こちらの配布先につきましては、今年度、小・中学校の生徒・児童の保護者、そして保育園・幼稚園児の保護者を中心に地域の方々へということで、まちづくり協議会及び公民館など公共施設のほうに配布をさせていただいております。

以上です。

○議長（幸前信雄） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） ありがとうございます。

最後に、全体を通して共通する課題として情報公開の考え方があります。町内会未加入者に知らせる情報伝達は、各グループが判断し、未加入者がごみ袋を取りにみえるときにあわせて配ること。教育の関係では、先日配布された「平成27年度カレンダー高浜市が育てていきたい生活習慣・学習習慣～12年間の育ちを願って～」、これについては議員にも配付されておらず、その場対応の印象が否めません。自治基本条例には、情報共有がまちづくりの3原則に挙げられています。情報公開については、個別に各グループが対応するのではなく、情報共有のガイドラインを作成し、重要な情報の伝達方法、重要性の基準といったものを設け、市全体の情報公開への向き合い方を明確にすべきと思いますが、何か考えがあればお聞かせください。

○議長（幸前信雄） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） 情報共有のガイドラインを作成したらどうかというお話でございますが、実は御指摘の点につきましては、今年度、自治基本条例の推進状況につきまして検討するために検証委員会を設置して、現在、検証作業を進めているところでございます。その中で、自治基本条例第4条に、御指摘のとおり、3原則ということで、参画、協働、情報共有、この3つのまちづくりの基本原則が示されております。これに基づきまして、もう既にガイドラインの策定については着手をしているところでございます。研修委員会の委員からの意見も伺いながら、今年度中に取りまとめてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○6番（黒川美克） ありがとうございます。これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（幸前信雄） 暫時休憩いたします。再開は2時35分。

午後2時25分休憩

午後2時35分再開

○議長（幸前信雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、15番、小嶋克文議員。一つ、生活困窮者自立支援制度について。一つ、瓦サミットの開催を。以上、2問についての質問を許します。

15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

初めに、生活困窮者自立支援制度について質問させていただきます。

2013年12月、生活保護法の改正とともに生活困窮者自立支援法が成立し、本年の4月から施行されました。生活困窮者自立支援制度は、仕事や健康などで深刻な問題を抱えた人が生活保護に至る前に地域で自立して生活できるように、個々の状況に応じ、その人の主体性を尊重しながら

相談支援する制度であります。

この制度においては2つの事業が自治体に義務づけられております。1つは、生活や就労に関する相談窓口を設置し、個別に支援プランを作成、各種サービスにつなげる。もう一つは、離職などで住まいを失った人、またはそのおそれのある人に家賃相当の住居確保給付金を一定期間支給する。

本市では、この2つの事業に加えて任意の事業も実施することになっております。就労準備支援事業として就労に必要な訓練の実施、家計相談支援事業として家計に関して相談・指導・資金の貸し付けのあっせん、学習支援事業として生活困窮家庭の子どもに対する学習支援、さらには貧困家庭の子ども、ニート等の若者に対し継続的に相談支援を行う子ども健全育成支援員の配置も行っております。

以下、本市における生活困窮者自立支援の取り組みについて質問をさせていただきます。

1点目は、早期発見・訪問支援についてです。

生活困窮者自立支援制度では、相談事業が基本になっております。役所に窓口を置いて待っているだけでは、相談に来られない困窮者も数多くいると思います。窓口まで相談に来る人に対しては各種の支援につなげることができますが、問題は相談に来られない人に対する対応が大事であります。経済的困窮のみならず、社会的に孤立している人は、相談に来ない、あるいは来られない人々です。秋田県の藤里町では、社会福祉協議会が住民を戸別訪問した結果、ひきこもりの人が113人に上ることが判明。そこから一般就労につなげる取り組みを推進して行ったそうです。行政の窓口まで相談に来られない人たちの早期発見・訪問支援に対しては、どのように取り組んでいくのでしょうか。

2点目は、1点目の質問と関連してありますが、生活困窮者の自立支援には時間をかけて相談者の悩みを聞かなければなりません。解決までには相当の日数を要するケースもあると考えられます。人員や予算が限られた行政の支援だけでは限界があると思います。

今月の12日、千葉県で13歳の長女を殺害したとして母親である被告に懲役7年が言い渡されました。これは、生活に困って家賃を滞納し、県営住宅明け渡しの強制執行日の朝に起きた事件です。被告は殺害された中学2年の長女と二人暮らし。被告はお金がなく、相談する人もいない。自分も死ぬことが一番いいと思ったと語っていました。強制執行は市には伝わっていなかったとのこと。市役所に生活保護について訪ねていったが、申請には至っていなかったそうです。判決の中で裁判長は、「身近に頼りにできる人もいなかった。原因の全てが被告自身にあったということではできない」と述べております。相談する人もいない状況のもとで、生活困窮に追い込まれている人を支援するには、行政だけではなく、社会福祉協議会や民間団体、保健師など、多くの関係者、さらには地域住民も連携した仕組みづくりが重要であると思います。この点についてはどのように考えてみえるのでしょうか。

3点目として、今回、本市が任意事業として取り組む生活困窮家庭の子どもに対する学習支援についてお聞きします。

生活保護世帯に育った子供が大人になったときも親と同じように生活保護を受ける。非正規社員の家庭に育った子供が非正規社員になる割合が多いというように、貧困がもたらす教育格差が将来にわたっての貧困の連鎖の原因になっております。この貧困の連鎖を断ち切り、格差是正を目指すために、子供たちに学習支援を行っていく必要があります。以前の生活保護法における学習支援事業と今回の新制度の学習支援とはどのような違いがあるのでしょうか。また、2013年6月に施行されました子どもの貧困対策の推進に関する法律と今回施行されました生活困窮者自立支援法の学習支援とはどのような関連性があるのでしょうか。本市においては、学習支援の事業はどのような計画のもとで実施されるのでしょうか。対象家庭、対象児童、または教室の運営等、具体的な説明をお願いいたします。

次に、2問目の瓦サミットの開催をについて質問をさせていただきます。

高浜の地場産業であり、伝統産業でもある三州瓦は、住宅件数の減少、屋根材の多様化、さらには最近の大地震による木造瓦ぶき住宅の倒壊の映像シーンによるマイナスイメージも重なり、瓦の需要は残念ながら減少傾向にあります。本市においては、瓦を使用する場合には補助金を出すなど、さまざまな施策を実施し、三州瓦の利用及び普及の促進に努めているところです。

昨年12月の議会においては、議員提出による高浜市みんなで三州瓦を広めよう条例を制定し、議員の役割として三州瓦の利用及び普及の促進に関する取り組みに努めるものとされております。行政も議員も不況にある瓦産業の今後の発展に努めなくてはなりません。それとともに、古代から日本の伝統文化でもある瓦の価値を高め、瓦のよさを全国に発信することも、瓦の生産地を擁する自治体の大きな事業であるとも考えます。

全国には20カ所以上の瓦の産地があると聞いております。全国の約9割近くを生産しているのが、瓦の三大産地である愛知県の三州瓦、兵庫県の淡路瓦、島根県の石州瓦です。それぞれの産地で製造される瓦は、歴史も違えば、特徴にも違いがあります。しかし、大事なことは、どこで生産されたとしても、長い間、日本の屋根を守ってきた日本の伝統文化であるということでございます。

瓦の生産地を擁する自治体が一堂に会し、厳しい状況にある瓦産業の将来について話し合い、意見交換をする場を持つことは、日本の瓦産業にとって非常に意義あることであります。さらには、日本の伝統文化でもある瓦を後世にどのように継承していくのか、瓦ぶき屋根の町並みを新たにふたつたり保存したりすることについて話し合うことも大事であります。また、古代瓦を研究している優秀な人たちの発表する場も必要であります。会議を開催するに当たっては、ふだんからの交流が大事であることは言うまでもありません。それぞれの自治体が持っている情報を積極的に発信することも大事であります。

以下、2点について質問させていただきます。

1点目として、本市においては瓦の生産地とはどのような交流をしているのでしょうか。

2点目として、愛知県陶器瓦工業組合など業界関係者、かわら美術館と連携をとりながら、瓦の先進地でもある高浜市が音頭を取って瓦サミットとも言うべき会議を開催することを提唱したいと思います。その後は、毎年もしくは数年ごとにテーマを設けて開催してはどうでしょうか。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（幸前信雄） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） それでは、小嶋克文議員の1問目、生活困窮者自立支援制度について、（1）生活困窮者の早期発見・訪問支援について、（2）支援制度運用における連携について、（3）学習支援事業について、それぞれお答えを申し上げます。

初めに、（1）生活困窮者の早期発見・訪問支援について及び（2）支援制度運用における連携について、あわせてお答えいたします。

本年4月から全国でスタートした生活困窮者自立支援制度においては、心身の不調、知識や技能の不足、家族の問題、健康の問題、家計の破綻、将来展望の喪失など、多様で複合的な問題を抱える生活困窮者の方からの相談を自立相談支援機関において包括的に受けとめ、個々の相談者の状況に応じた適切な支援につなげることにしています。

本制度の実施に当たって留意すべきポイントの一つとして、例えば離職等を契機に生活困窮に陥り、社会とのつながりが弱まったときなどには、できるだけ早期に支援につなげることで、その支援の効果を高めることが期待できます。このため、本制度がうまく機能するためには、個々の生活困窮者の状況に応じた多様な支援方策の実施や社会資源の開発を行うことのみならず、生活困窮者の方が抱える問題が深刻になる前に早期にアプローチを行い、積極的に相談につなげる仕組みを構築することが非常に重要であると考えています。

こうした観点から、本市においては法の施行に先立ってメイビーシート及びお困りごと相談受付票という庁内共通の情報伝達様式を新たに作成し、庁内関係部署の窓口で相談に来られた市民の方で公的な支援が必要と思われる方の情報を福祉に関する総合相談窓口である福祉まると相談グループに集約する体制を構築することといたしました。これにより、例えば住民税や国民健康保険税等の徴収や滞納整理、納税・納付相談等を所管する税務グループにおいて、その滞納状況や相談内容から、本制度による支援が必要と考えられる生活困窮者の方を把握した場合には、速やかに自立相談支援機関の相談支援につなげ、早期かつ適切な支援を行うことが可能になりました。

一方で、小嶋議員がおっしゃるとおり、生活困窮者の方の中には、長期のひきこもりなどによって家族や周囲とのつながりを失い、社会的に孤立し、窓口で相談にやってくる気力を失っている方がいることも事実です。関連するデータを申し上げますと、内閣府が平成22年2月に実施した

「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）」においては、ひきこもりの方で、現在の状況について関係機関に相談したいかという質問に対して、「思わない」と回答した方が全体の66%を占めるという結果が得られています。

こうしたみずから相談に訪れることができない、あるいは訪れることを望まない生活困窮者の方に早期の支援を行うためには、相談に訪れるのを待っているだけではなく、地域の関係機関や住民の方々とのネットワークを強化して、そこから生活困窮者の情報をいち早く把握し、必要に応じて訪問して支援するなど、支援を行う側が積極的に生活困窮者との接点を見つける努力をすることが必要であると考えております。

このため、本市においては、地域の身近な相談相手として、また市民と行政をつなぐパイプ役として、常に住民の立場に立って地域に根差した活動を行っている民生・児童委員に対して、毎月の定例協議会の場など、あらゆる機会を通じて、例えば新聞や郵便物が何日もたまっている家庭や地域でお困り事を抱えた方々の情報の提供について、協力をお願いしているところでございます。

さらに、今後は、公的サービスの提供機関やガス、電気等の供給事業者、介護保険法に基づく訪問介護、訪問看護等を行う民間のサービス提供事業者や新聞配達所、郵便局など戸別訪問により、市民の方々の日常生活にかかわる事業所との連携が考えられるところです。

先ほど申し上げた内閣府が実施した調査によれば、ひきこもりの方で関係機関に相談した経験のある者の相談した機関を見ると、病院・診療所が最も多く57.1%、次いで職業安定所などの就労支援機関が33.3%、精神保健センターが14.3%、精神保健福祉センター、発達障害者支援センターが9.5%となっています。また、多重債務または過重債務を抱え、返済が困難になっている方などは、消費生活センターや法テラス、司法書士会等に相談に訪れることが考えられます。

これらの機関で生活困窮者を把握した場合に、適切に自立相談支援機関につなぐ仕組みを構築し、各機関がそれぞれの強みを生かしながら連携して必要な支援を行うことは、複合的な課題を抱える生活困窮者の早期の自立に資するとともに、地域の相談支援体制の強化にもつながるものと考えています。このため、まずはこうした調査結果も参考にしつつ、生活困窮者が相談に訪れることが想定される地域の関係機関等に対して、本制度の仕組みをわかりやすく説明したパンフレットを置いていただいたり、必要に応じて生活困窮者本人の同意をとりつつ、自立相談支援機関につないでいただくよう協力要請を行うことにより、地域のネットワークを構築してまいりたいと考えております。

生活困窮者自立支援制度においては、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉など対象者を明確に定めて専門的なサービスを提供していくというこれまでの福祉制度とは異なり、できる限り対象を広く捉えて、排除のない対応を行うことが求められております。このため、本市の職員だけで対応することは現実的・効率的ではなく、小嶋議員がおっしゃるとおり、この制度を運用してい

くには、地域の関係機関や地域の方々に協力をいただき、行政機関による公的な支援だけでなく、地域で一体となって取り組むことが非常に重要であると認識をしております。

今後とも、地域の社会資源や地域の住民の方々等の参画を得ながら生活困窮者の早期発見に努めるとともに、必要に応じて生活困窮者の居所への訪問を行うなど、早期に把握した生活困窮者に対するアプローチの方法等についても、庁内関係部署の実務担当者で構成する生活困窮者自立支援検討会において計画的に検討し、速やかに実行に移してまいりたいと考えております。

続きまして、(3)の学習支援事業についてお答えいたします。

本市が今年度から実施する子どもに対する学習支援事業では、子供の将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が親から子へ世代を超えて連鎖する、いわゆる貧困の連鎖を防止するため、生活困窮者と同一の世帯に属する子供に対する学習等の支援を推進することにしております。

本事業は、これまで各自治体が厚生労働省社会・援護局保護課長通知に基づき、社会的な居場所づくり支援事業の一環として実施してきた生活保護世帯等の子どもが健全に育成される環境を整備する事業、または生活困窮者自立支援モデル事業として実施してきた貧困の連鎖の防止のための学習支援に関する事業を法律に位置づけたものです。事業の実施内容は、これまでと基本的には変わりはありませんが、子供の貧困問題が深刻さを増す中で、法律に基づく事業として位置づけられたことも相まって、厚生労働省が本年4月に実施した事業実施状況調査によれば、平成27年度に子どもの学習支援事業を実施する自治体数は、これまでの184自治体から300自治体へと大幅に増加をしたところではあります。

子供の貧困対策に関しては、平成25年6月に議員提出による子どもの貧困対策の推進に関する法律が国会の全会一致で成立し、平成26年1月に施行されております。同法では、政府は、被保護世帯に属する子供の高等学校進学率等の指標の改善に向けた施策等を盛り込んだ子供の貧困対策に関する大綱を定め、子供の貧困対策を総合的に推進することとされています。生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業の実施については、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき政府が策定し、平成26年8月に閣議決定した子供の貧困対策に関する大綱についてにおいて、被保護世帯に属する子供の高等学校進学率等の指標の改善に向け、子供の貧困対策に関する当面の重点施策として取り組む事項の一つとして位置づけられております。

なお、大綱では、第4の指標の改善に向けた当面の重点施策において生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供を対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、平成27年度から、地域での事例も参考に、学習支援事業を実施する。」と定められています。

次に、本事業の概要についてお答えをいたします。

本事業の実施主体は市ですが、運営については愛知県内で子供の学習支援に実績のある特定非営利活動法人アスクネットに委託することにしてあります。主な支援の対象者は、市内の生活困窮

世帯または生活保護世帯に属する中学生であって、経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分身につけていない中学生を考えております。

具体的な活動内容については、現在、7月からの実施に向けて運営主体と協議を行っているところですが、本市においては、子供に対する学習支援や進路相談だけではなく、地域の方々や多様な大人との出会いの場の設定など、生活困窮世帯の子供の居場所の確保をあわせて行うことを予定しております。

事業初年度でもある今年度については、まずは多くの生徒を集めることはもとより、学習等の支援が必要な中学生を確実に本事業の利用につなげることが重要であると考えております。このための効果的な方策の一つとして、ホームページや広報紙への掲載など広報活動を積極的に行い、対象となる中学生や地域の方々に事業の内容を広く周知し、みずから利用を希望する中学生、あるいは周囲が支援が必要だと考える中学生が、本事業にアクセスしやすい環境を整えることも考えられたところです。

しかしながら、本事業については、生活困窮世帯の子供を支援の対象としていることから、事業の趣旨や開催場所、開催時間等を広く周知した場合には、生徒が学習支援教室に通うことによって生徒自身やその家族が周囲に生活に困窮している事実を新たに知られることにもなり得ます。このため、こうしたことにも配慮し、生活保護世帯の子供については、本市の福祉事務所のケースワーカーが当該世帯への訪問等により生徒及びその保護者に利用勧奨を行い、生活保護以外の生活困窮世帯の子供については、高浜中学校及び南中学校の担任の先生方に御協力をいただき、三者面談等の機会を活用して、就学援助を受給している生徒及びその保護者に利用勧奨を行っていただくことにしたいと考えております。

最後に、まだ制度がスタートして間もない状況ですが、地域でお困り事を抱えた方々の経済的な自立や社会参画を支援するとともに、貧困の状況にある子供たちが健やかに育成される環境が整備できるよう、今後とも地域や学校の協力も得ながら制度の充実を図ってまいりますので、御支援賜りますようお願い申し上げます。

○議長（幸前信雄） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） それでは、小嶋克文議員の2問目、瓦サミットの開催をについてお答えをいたします。

御質問にもございますように、高浜市といたしましても昨年12月議会において制定された高浜市みんなで三州瓦を広めよう条例においてうたわれておりますように、三州瓦の振興施策を推進し、三州瓦の利用及び普及の促進に必要な措置を講ずるよう努めております。

愛知県陶器瓦工業組合が、市の支援制度を利用され実施されております活動を御紹介させていただきます。愛知県陶器瓦工業組合としましては、震災により消費者に植えつけられた木造瓦ぶき住宅のマイナスイメージを払拭するため、広報・販売促進活動を積極的に展開しております。

平成24年度には、東日本大震災の被災地である東北・関東の5県であります岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県の地元新聞に耐震・耐風屋根を構築するガイドライン工法による地震に強い三州瓦を掲載し、PRに努めるとともに、宮城テレビにてスポットCMを約1カ月実施いたしております。

また、福島県の郡山市においては、地元の屋根工事組合の協力のもと、ふくしま復興住宅フェア展示会を開催し、復興住宅への利用PRを行い、来場者に強い関心を持っていただきました。宮城県仙台市では、JR仙台駅で展示会を開催し、多くの地元住民の方や建築関係者に三州瓦の安全性等、瓦に対する理解を得ることができました。加えて、瓦屋根に対する東日本大震災の実情を詳しく把握するよう、地震の報告書を専門家に依頼し作成いたしております。

また、平成25年度、26年度において本格化しました災害復興住宅に三州瓦を使用していただいた場合に復興住宅補助金をお支払いする復興住宅支援事業を実施し、震災で受けた瓦のマイナスイメージを払拭し、三州瓦の販売を促しながらも被災地支援をあわせて行っております。

次に、被災地以外の全国展開としまして、昭和56年から全国各地で三州瓦を含めた窯業製品を紹介する愛知県三河の窯業展を開催し、平成16年からは東京ビッグサイトにおいて三州瓦の屋根材としての高い耐久性、高品質などをPRし、反響を呼んでおります。

本市では、それらの活動に対しまして、先ほど申しましたが、補助と支援をさせていただいております。また、市独自の施策といたしまして、市内に本店または本店に準ずると認められるものの事業所において生産をされた瓦を使用し、市内で住宅を建築または屋根の全面ふきかえをされた方に対して補助をする三州瓦屋根工事奨励補助金を平成8年度より実施いたしております。

市としての三州瓦の利用及び普及の促進における措置は御説明させていただいたとおりでございますが、愛知県陶器瓦工業組合における全国の瓦業界での組合間の情報の共有や連携については、東京都千代田区にあります全国陶器瓦工業組合連合会にて全国4カ所の組合と1企業が集まり、年4回の会合を開き、瓦に関する諸問題の解決の検討や情報共有を行いながら、粘土瓦製造業における中小事業者の改善発達、経営の安定、合理化を図ることを目的に活動をいたしております。会員としては、瓦の三大産地でございます愛知県陶器瓦工業組合、島根県の石州瓦工業組合、兵庫県の淡路瓦工業組合を初め、石川県にごございます北陸粘土瓦工業会、鳥取県の瓦事業者を擁しております。

全国陶器瓦工業組合連合会は、同じく瓦工事業者の全国団体である一般社団法人全日本瓦工事業連盟と連携を行い、国内産の粘土瓦を屋根またはその他の部位に使用した建築設計や環境デザインのすぐれた実施例を発表するコンクールとして、昭和56年からこれまで16回開催をしている瓦屋根設計コンクールを、また次世代の建築を担う学生の方々を対象に、これまでの瓦にとらわれない新しい瓦の使い方に関するアイデアを募集する学生アイデアコンペティションを開催し、総称して「賞賞」として、全国規模での事業展開を行っております。

また、全国陶器瓦工業組合連合会、一般社団法人全日本瓦工事業連盟、全国いぶし瓦組合連合会、日本屋根外装工事協会の4つの全国組織で構成される日本瓦産業団体連合会、略称、瓦団連を組織し、観光振興と美しい日本の風景の保全、いらかの波の織りなす自然と調和した美しい風景こそが、ふるさとの景観を形成する重要な要素であると考えられており、瓦産業界が中心となり、日本の瓦を用いた景観整備の重要性を広く訴えるシンポジウムが、平成25年11月27日、宮城県仙台市にて開催をされております。このシンポジウムにおいては、観光とまちづくりを融合させた取り組みの講演や地域の屋根景観を行政の立場から活動した地方自治体の活動報告、また地方自治体首長経験者として当市前市長の森貞述氏が参加したパネルディスカッションなどが開催をされております。

次に、情報発信・情報共有の分野では、日本で唯一の屋根の専門紙として月3回、年35回発行をしている日本屋根経済新聞を介し、製造から工事業、製造情報や施工情報を紹介することで各事業者が持つ情報を積極的に発信するとともに、情報の共有を行っております。

古代瓦の研究発表につきましては、かわら美術館の館長と学芸員が奈良県にあります独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所都城発掘調査部が、1998年以来、15回のシンポジウムを通じて、製作技法を軸に古代瓦の地域的展開の追究を目的として開催をされている古代瓦研究会シンポジウムに参加するなど、文化事業における取り組みについても積極的に参加をしております。

また、高浜市商工会におきましても、陶器瓦、いぶし瓦、陶器陶管、窯業商業、窯業白地の各分野の会員から成る分科会をまとめる窯業部会において、三州瓦工業組合が活動をしているハウジングセンターにおいて、消費者に対する瓦PRイベントの支援、加えて、初夢に見ると縁起がよいとされ、三河出身の徳川家康が好んだ「一富士、二鷹、三なすび」にちなんだ「一富士、二鷹、三州瓦」のキャッチフレーズと、屋根の上で、雨や風、雪、夏の暑さから家を守る「屋根の上の力持ち」としての三州瓦をアピールした「そら・かぜ・ひかり」をキャッチフレーズとしたロゴマーク入りのTシャツ、クリアファイルを制作し、一般消費者に三州瓦を広くアピールしております。

市も商工会が制作したロゴマークを使用した鬼師がデザインしたイラストも併用したポロシャツを制作し、プレスリリースを行うとともに、職員もクールビズと合わせて執務時間中に着用するなど、現在、三州瓦を多くの方に知っていただく活動をさまざまな団体が積極的に行っている状況でございます。

以上、市の支援施策及び瓦業界を取り巻く現状について申し上げます。

さて、議員御質問の1点目の瓦の生産地との交流につきましては、本市といたしましては、瓦の種類ごとのシェアなどの事業規模の差や伝統文化としての成り立ちなどの違いにもより、とるべき対策も異なることから、他の瓦産地の自治体との交流は行っておりません。

次に、御質問2点目の全国の瓦の先進地である本市が瓦サミットというべき会議の開催を行う

御提案であります。冒頭申し上げましたように、市としましては地場産業としての三州瓦の振興施策を推進し、利用の促進に努めることは必要でございますが、現在、愛知県陶器瓦工業組合を初め業界の皆様は積極的に三州瓦の振興に向けて活動をなさっている中で、瓦サミットの開催についての具体的な要望は受けておりません。

市といたしましては、事業者の役割として、業界の皆様が三州瓦の利用及び普及の促進を図るため、一つの戦略として瓦サミットの開催をするとの機運が高まり、条例にもありますように業界が主体となって取り組むとなった場合には、業界の活動を尊重し、支援に努めてまいりたいと考えておりますことを申し上げ、答弁いたします。

○議長（幸前信雄） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） どうもありがとうございます。

それでは、1問目の再質問をさせていただきます。

生活困窮というと、どうしても経済的に困窮し、生活を維持することはできないと考えてしましますが、生活困窮と一口に言っても経済面とか家族関係、精神的な問題など多くの理由があり、これが複雑に絡み合っている場合もあります。今回施行されました生活困窮者自立支援法におきましては、相談というのはどこまでを想定されておるのでしょうか。

○議長（幸前信雄） 地域福祉グループ。

○地域福祉G主幹（安蒜丈範） ただいまのお尋ねについてお答え申し上げます。

今回の生活困窮者自立支援法の対象となる生活困窮者につきましては、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者ということで法律のほうに定義されているところでございます。自立相談支援事業におきましては、相談事業という性格上、資産、収入に関する具体的な要件を設けずに、複合的な課題を抱える生活困窮者の方が、いわゆる制度のはざまに陥らないようにということで、この定義を広く解釈し、できる限り広く対応することが求められているところでございます。

以上でございます。

○議長（幸前信雄） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） これは、ある市での出来事なんですけれども、猫の飼い方がわからないと。こういった相談で来た人がいました。通常なら門前払いされてもおかしくないんですけれども、でも、その対応した職員が、家族や近所の人に聞けば済む猫の飼い方をわざわざ相談しにくるのは社会的に孤立しているのではないかと。そこから、実際、相談者の家を訪問したら、さまざまな問題を抱えていたことがわかったそうです。そういったことがありますので、どうか相談する職員によって対応が変わらないような仕組みをぜひともつくっていただきたいと思っております。

それから、2点目ですけれども、今回の支援制度は当然市役所挙げての取り組みを抜きにしては十分に運用できないと思っております。そういったことで、市役所としては今どのような体制を組ん

でいるのか、これについてお願いいたします。

○議長（幸前信雄） 地域福祉グループ。

○地域福祉G主幹（安蒜丈範） 現在の市の体制についてお答え申し上げます。

小嶋議員がおっしゃるとおり、生活困窮者自立支援制度が地域に根づきまして、真に効果を発揮するためには、支援が必要な生活困窮者を早期に把握するとともに、出口となる社会資源の開発を計画的かつ継続的に行っていく必要があるというふうに考えてございます。こういった今後の制度のあり方を検討・協議する場といたしまして、本市におきましては昨年2月に生活困窮者自立支援検討会という庁内関係部署の実務担当者で構成する検討会を立ち上げたところでございます。

この検討会におきましては、多様で複合的な課題を抱える生活困窮者に対応した支援のあり方であったり、あとは社会資源の活用方法、もしくは働く場や社会参加の場の拡大等の検討を行っているところでございます。

昨年度につきましては、先ほど福祉部長のほうから御答弁申し上げたとおり、生活困窮者の方を早期に把握する仕組みといたしまして、メイビーシート、お困りごと相談受付票という庁内共通の情報伝達様式、これを新たに策定して、生活困窮者の方を早期に福祉まるごと相談グループに集約する体制というものを成果として構築したところでございます。

今後とも、この検討会のほうを継続的・計画的に運営することにいたしたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（幸前信雄） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） 次に、学習支援事業についてお尋ねいたします。

学習支援事業は、先ほど今回184カ所から301の自治体が行うということですがけれども、近隣の状況についてお伺いしたいと思います。

それと、7月から学習支援事業が開始されるわけでありましてけれども、現在は何名ぐらいの方が応募といたしますか、この学習支援事業にお集まりいただけるのか。もし学年別とか男女別があれば、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（幸前信雄） 地域福祉グループ。

○地域福祉G主幹（安蒜丈範） そうしましたら、まず近隣の学習支援事業の実施状況についてお答え申し上げます。

今年度に入りまして、愛知県のほうが4月1日現在の愛知県内の福祉事務所設置自治体の学習支援事業の実施状況のほうを調べておりまして、愛知県と県内の38の福祉事務所設置自治体とを合わせた39自治体のうち、子どもに対する学習支援事業を4月から実施している自治体につきましては11自治体、28%となっているところでございます。

そして、2点目なんですけれども、今回の子どもの学習支援事業にどのくらい応募があるのかというお尋ねにつきましては、現在まさに応募のほうを募っているところであります。対象となる中学生が何人くらいいるのかということでお答えさせていただきますと、本事業につきましては、市内に居住する生活保護世帯、生活困窮世帯の中学生を対象にしているところでございます。現在、市内に居住する生活保護世帯の中学生は5人おまして、また子ども健全育成支援員の聞き取り調査によれば、平成27年5月19日現在で市内の174人の中学生が経済的な理由によりまして就学援助を受給しているところでございます。就学援助を受給していない世帯にも支援が必要な中学生は当然いることも考えられるところですが、少なくともこれらを合わせた180人弱の支援が必要な中学生、こういった方には利用勧奨のほうを行っていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（幸前信雄） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） 先ほど県下では11自治体ということでありましたけれども、例えばこの5市ではどうですか。

○議長（幸前信雄） 地域福祉グループ。

○地域福祉G（杉浦崇臣） 5市ですと、碧南市さんと安城市さんと高浜市の3市でございます。

○議長（幸前信雄） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） 先ほど対象になる家庭が生活保護家庭と、それから就学支援を受けておられる、この2種類だと言われましたけれども、これを切るのはここまですというのは決まっているんですか。これは自治体によって決定されるものか、またはそういった何かがあるんでしょうか。

○議長（幸前信雄） 地域福祉グループ。

○地域福祉G（杉浦崇臣） これについては、自治体ごとに対象を決めるという形になっております。ですので、高浜市としては、まずはやっぱり生活困窮ということで生活保護受給世帯、それと就学援助受給者というふうに対象はしておりますが、ただ、子ども健全育成支援員の方がそれ以外でも必要と認めるような方がおれば、そういう方にも働きかけるなど、その枠からもちょっと広く捉えて参加を募っていきたいというふうを考えております。

○議長（幸前信雄） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） これが最後になりますけれども、先ほど福祉部長のほうからお話がありましたけれども、こうした学習支援に通っておるということで、やはり何か自分で引け目を感じちゃったり、また、ほかの友達から、あそこへ通っているんだというふうに言われると、かえってその子供にとってマイナスの面が出てしまうと思うんですよ。そこら辺はどうしてもなくしていきたいし、そういった方策としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（幸前信雄） 地域福祉グループ。

○地域福祉G主幹（安蒜丈範） お答え申し上げます。

今回の事業を広く周知することによりまして、あと地域住民の方々に参画いただくことによつて、新たに生活困窮の事実を知られてしまうということが懸念されるところでございます。

ただ、地域をどのように巻き込むかということは非常に重要な課題であると認識しておりまして、現に生活困窮者支援に先進的な取り組みを行っております滋賀県の野洲市におきましては、子どもの学習支援事業の実施に当たりまして、講師役や軽食づくり担当、あとは食材提供者、こういった方まで地域の関係者やボランティアなどさまざまな人材が集まりまして、困窮者をみんなで支える地域づくりにつなげているということで、その取り組みが新聞にも取り上げられまして、好意的に評価されていたところでございます。

また、本事業に限らずなんですけれども、市の財政事情が逼迫する中で、限られた財源、限られた人材で、地域で支援が必要な方々を支援していくという仕組みを構築するためには、地域の方々との間で、顔の見える関係におきまして助け合いによって行われる互助の仕組みというものを再構築する必要があるというふうに考えてございます。

ただ、議員がおっしゃるとおり、地域参画を進めた結果といたしまして、利用者及びその家族に不利益になるようなこと、これはあってはならないと考えているところでございまして、事業の周知等に当たりましては、生活困窮世帯の子供が対象であることを前面に出すことのないよう配慮するという事とともに、参加する地域の方々へのモラルの徹底ということにも努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（幸前信雄） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） 今お話がありましたそういった点だけ十分に注意してもらって、本当に大成功になるように運営していただきたいと思います。

2問目ですけれども、いろんな交流とか、それからサミットの開催ということで提案をさせていただきましたけれども、確かにいろんな違いがある。また、歴史的違いがあるというか、そういったことでなかなか交流がうまくいかないということは確かにわかります。でも、今やっぱりなかなか不景気であるから、例えば三州瓦だとか、また淡路だとか、そういった立場を乗り越えて、本当に日本の瓦産業をどうするかということ全体を全部で集まって知恵を絞るという交流も僕は大事だと思います。そういった意味で、どうか業界への支援じゃなくて、ひとつ市としても強力にそういったようなサミット開催に向けて頑張っていただきたい、こう思います。

これで一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（幸前信雄） 暫時休憩いたします。再開は3時35分。

午後3時25分休憩

午後 3 時35分再開

○議長（幸前信雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番、北川広人議員。一つ、交通行政について。一つ、福祉行政について。以上、2問についての質問を許します。

13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） 議長のお許しをいただきましたので、さきの通告に従いまして、交通行政についてと福祉行政について、2問についての一般質問をさせていただきます。一問一答にて進めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、まず交通行政についてでありますけれども、市役所本庁舎整備後の交通体系についてお聞きをしていきたいと思っております。

まず初めに、今回の質問の経緯を少しお話しさせていただきたいと思っておりますけれども、昨年1月に、市民との協働や民間事業者が有する能力、ノウハウの活用を前提とする新たな事業手法を取り入れていくことを内容とする「新しい地域活動拠点の形成を目指して」という基本方針が高浜市から公表されました。この方針に基づいて、整備コストや将来の維持管理コストの低減を図るとともに、行政を取り巻く環境評価への対応や施設の有効活用を実現するため、新たな事業方式の民間提案が求められたと理解をしているところであります。

その提案募集の結果、平成27年1月7日開催の高浜市役所本庁舎整備事業者選定委員会において、大和リース株式会社名古屋支店さんの提案が最優秀提案として選定をされました。

この結果を踏まえて、この5月に高浜市から示された高浜市役所本庁舎整備事業の実施方針には、本庁舎機能は、市役所の業務を行う執務ゾーンと時間外に市民も利用できる多目的活用ゾーンの大きく2つのゾーンで構成し、新たな地域活動拠点機能の形成を目指すものとされました。これは、まさに今後の公共施設のあり方や施設の総量圧縮、複合化への第一歩目の取り組みであると重ねて理解をしておるところであります。

そこで、大和リースさんからの提案書の中身を少し言いますと、施設の整備テーマを「資産を活かし、タカハマチカラを活かす市庁舎づくり」として、本市のまちづくりの特徴を十分生かした提案であるとともに、その中身は、市民との連携・交流を促進するまちづくり拠点、さらに市民の安全・安心を支える防災拠点として整備コンセプトが示されており、中でも本庁舎とは別棟の市民会議室や情報カフェの整備方針は、市役所が市民交流の拠点として日常的に利用される取り組みであると思っております。また、この4月に開催をされたざっくばらんなカフェにおいて、この市民会議室や情報カフェの利用に対する市民意見をいただく、いわゆるワークショップの機会において、その中の意見としては、市民ギャラリー、市民講座教室、物産品の販売、カフェなど、また駐車場を利用した朝市、市民映画会など、さまざまな提案がされたとお伺いしております。

まさに今後はこの市役所に大勢の市民の方が訪れることになるのではないかと、そのように考えるところであります。

そこで、この市役所の建設にあわせて、周辺の道路交通体系について見直しをする非常によい機会ではないかと捉えて、今回の質問により当局のお考えをお伺いするところであります。

それでは、まず初めに、庁舎建設に関することで二、三確認の意味でお尋ねをさせていただきたいと思えます。

改めてではありますけれども、新庁舎の整備スケジュールについてお教えをいただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

○議長（幸前信雄） 行政グループ。

○行政G主幹（杉浦嘉彦） 新庁舎の整備につきましては、現庁舎の西側に本体庁舎を新築する1期工事と既存建物を壊してから整備する2期工事に分け、整備していきます。

1期工事につきましては、平成27年11月より着手し、29年1月4日が供用開始予定であります。2期工事につきましては、供用開始後、平成29年2月より現庁舎を解体し、瓦ひろば、市民会議室、来庁者駐車場を整備し、29年9月竣工予定であります。全体供用開始につきましては、29年10月1日を予定しております。

以上です。

○議長（幸前信雄） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） ということは、今から2年5カ月後に全体整備が完了する予定というお話でございます。

それでは、次に、新庁舎の完成後、周辺道路から市役所本庁舎の駐車場の出入り口、これがどのようになるのかお示しをいただきたいと思えます。

○議長（幸前信雄） 行政グループ。

○行政G主幹（杉浦嘉彦） 庁舎の整備工事が完了するまでの間、市役所敷地内の来庁者駐車場が確保できないことから、市役所東交差点から北方向約50メートルの県道名古屋碧南線沿いに現在職員の駐車場として使用しております駐車場50台を来庁者の臨時駐車場とします。なお、職員駐車場は三河高浜駅東側の衣浦アカデミー跡地を予定いたしております。

来庁者の皆様には大変御不便をおかけいたしますが、御理解を賜りたいと考えております。

以上です。

○議長（幸前信雄） 行政グループ。

○行政G主幹（杉浦嘉彦） 来庁者の車の出入り口につきましては、南側の市道につきましては、現在の乗り入れ口に大きな変更はございません。東側の県道名古屋碧南線につきましては、現在の地下駐車場の出入り口の乗り入れは廃止し、現在の出入り口より北側へ6メートル移動した場所に一般の来庁者用の乗り入れを新設いたします。北側の県道岡崎半田線につきましては、2カ

所の乗り入れがございます。市役所東交差点寄りの乗り入れにつきましては、大型バスが出入りできるよう拡幅する計画をしています。ただし、交差点からの距離が近いので、通常時は車どめポールで閉鎖をし、一般の方が出入りできない構造といたします。

一方、現在の市役所の西駐車場から県道岡崎半田線への出入りにつきましては、メンテナンス車両の出入り口とするため、車どめポールで閉鎖いたします。

なお、外構整備は現在詳細を検討中でありまして、乗り入れにつきましては、今後、県・警察との協議により変更することもあります。

以上です。

○議長（幸前信雄） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） 協議で変更もあるということですがけれども、要は東側の入り口は1カ所、それから北の入り口は一般の利用はできないということで、南側はそのままの状態で使えるということですから、基本的には北の入り口は出入りが一切できないというお話だと思います。

そうしますと、冒頭申し上げたように市民交流の拠点というような意味合いを含めたコンセプトもあるということで考えますと、便利が悪くなるわけですね。今でも実際、皆さん御存じだと思いますけれども、わかりやすく言うと青木通り線の一般的な渋滞、それから例えば電車が通った場合に北からこの交差点に入ってきた車が左折で踏切でとまってしまうと、直進も右折もできないような状況になってしまうということが現在でもあるわけです。そういう中で、実際、じゃ、東から南側の道路に入って南側から入るといって、この入り口の部分というのは、非常に便利が悪いのかなという気がするんです。そういうことを考えますと、少しこの周りの交通体系を考えるべきではないかと。十分に趣旨はわかっているんじゃないかなということだと思います。

それでは、市役所の西の通り、市道の本町通り線ですけれども、これは一方通行でありますけれども、ここに至っての経緯の部分少し触れておきたいと思いますが、事前にお聞きしたところによると、昭和43年ということですから、43年前に本町通り線と青木通り線をそれぞれ北向き南向きの一方通行にしたという経緯で始まったユニット規制、これは当時の渋滞緩和だとか、あるいは交通安全対策だとかということではありましたが、実際43年たって、今までの間も非常に多くの部分の中で生活環境ですとか、それから交通体系も変わってきたんじゃないかなという思いもずっとあったんですけれども、今回、特に市役所本庁舎が新たに整備をされるということ、そしてまた駐車場に対する出入り口が、非常に使いにくいという言い方はちょっと語弊があると思いますが、より使いやすくするために考え直すようなお考えは持てないのかなということをお伺いしております。

簡単に言うと、こちらの市役所西交差点、岡崎半田線から青木通り線の一方通行を解除することによって、西側の道路が市役所に入るために使うことができるようになるということです。そ

ういうことですよ。だから、市役所の南に来るのに、北から来た人が南側へ抜けるのに、こちらの道路の一方通行を解除することによって、それができるということで、今回お話をさせていただいておるわけです。

それを考えると、ここの一方通行というのは、この交差点から下は市民センター東交差点まで、わかりやすく言うと、カネミツさんのスタンドのところからこの上までが一方通行なんですよ。ですから、もしこれを解除するという事になった場合に、解除に係る手続というのはどのようなことをしていかなきゃならないのか、これをお教えいただきたいと思います。

○議長（幸前信雄） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） 一方通行の規制解除を進めていく場合の手順ということでございますけれども、御質問の一方通行の規制解除の進め方でございますが、碧南警察署交通安全課の規制担当にお話を聞いたところでは、初めに地域の同意が必要であるということでした。次に、地域の同意が整った後は、警察署による現地調査、道路管理者等との調整などを経て、県警の公安委員会での意思決定となっております。

なお、地元の同意に対する明確なルールはないようなんですが、少なくとも地元町内会、沿線の住民の方々の同意は必要であるということでした。あわせて、碧南警察署管内で過去に地元の同意が得られずに交通規制等の計画が廃止になった案件があるということもお聞きいたしております。

以上でございます。

○議長（幸前信雄） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） それでは、今お答えいただいたような進め方だよというお話はわかりましたけれども、実際この本町通り線の一方通行を解除するというのが、住民の同意がもちろんなければならぬということはわかりましたので、それが得られたということになった場合に、ハード整備的にはどのようなことを考えていかなきゃならないのか、それをお示しいただきたいと思います。

○議長（幸前信雄） 都市防災グループ。

○都市防災G主幹（神谷義直） ただいまの一方通行解除に対するハード的な整備に対する御質問でございますが、市道本町通り線の現状の道路幅員は7.1メートルから10.5メートルでございます。平均の幅員は約8.8メートルでございます。狭い箇所は、青木町七丁目から八丁目付近で、体育センター東交差点から北方向へカーブの部分でございます。規制前は2車線であったものを1車線で両側の歩行者帯の設置と車道の分離を行っております。

現在は、状況に応じた安全施設が整備されておまして、一方通行の解除に伴い、ガードレールの撤去、区画線の引き直し、照明灯の移設、案内標識等の設置などの発生が予想され、特にカーブ部分は緩やかな傾斜地であることから、場合によっては警戒標識の新設や歩行者の安全を確

保するための保護対策も必要であるというふうに考えております。

いずれにしても、具体的には県警公安委員会の現地調査、事前の協議によって明らかになるものと考えております。

以上でございます。

○議長（幸前信雄） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） はい、わかりました。

やり方があるということは、可能であるということだと思いますけれども、基本的には住民の同意、地域の合意というところに関しては、私はもう十分に理解をしておるつもりですけれども、一つ考えていただきたいことは、市役所の本庁舎整備事業は、これはもう民間のほうに募集提案をしてやってきた事業であります。だから、それでもいいんだという話ではなくて、この場にこのようにつくられるということが決定した段階で、要は契約もしたわけですから、その段階から、こういう交通規制等、より使いやすい、あるいは防災とか安全だとかということの観点も踏まえて、にぎわいの創出だとか、そういったことをコンセプトでうたっている限りは、そういったことをしっかりと行政として考えるべきじゃないかと。それは当然行政の仕事として動くべきじゃないかということを私は思います。ぜひそこをしっかりと御理解をいただいて今後動いていただきたいなというところが今回の質問の趣旨ですので、ぜひともお願いをしたいなと思います。

一方通行にしろということを行っているんじゃないですよ。そういうことをきちんと考えて、住民の意向調査とか何かをやったほうがいいんじゃないですかということを行っているわけです。

それで、さっき言ったように市役所に入るための利便性ということも、もちろんそうなんですけれども、もう一つ、これは前から言われていることなんですけれども、今度は市役所の西交差点よりも北の方向に行きますと、三高の駅に北東に下っていく道があります。こがねやさんの前の道ですけれども、そこから、逆に駅からずっとその道を上がってきて、それから少し、春日町のほうですけれども、一方通行を逆走になって、それでスギカさんに入っていく道がありますよね。あれはもう完全に逆走だと思えるんですよ。当時、私も何となくの覚えですけれども、その一方通行、先ほど言った四十数年前にユニット規制をかけるときに、地域の方々は、この通り方はオーケーだよねみたいなのところがあったような話も伺ったことがあります。違反行為ではないみたいなイメージでね。

ただ、どう考えたって、これは10メートルぐらいですかね、現状逆走しなければ、そのルートは通れないわけですよ。ですから、今言った本町通り線の一方通行解除ということをもし考えて、一度住民の意向調査をしようというつもりがあるのであれば、そこところは、こうこうこういう事情だから一方通行解除はどうでしょうかというお話も当然していくべきかなという気がするんです。そうすれば、例えば交通安全上、先ほどから公安の関係だとか、いろんな関係があ

ると思いますから、どこまでオーケーが出るかわかりませんが、安全性が高い中で、その逆走が防げるということになれば、万が一そこで重大な事故が起こった場合に、なぜそれを許しておったんだという責任も問われかねないのかなという気もしないではないですよ、実際。ですから、そのところは、もうこれはすぐにでも本来はかからなければならぬのかなという気がします。

ですから、それも含めて本町通り線の部分に関しては、庁舎の整備事業という新しい事業が始まるわけですので、そこに対して2年5カ月もあれば、いろんなことが検討できる期間でいけると思うんですよ。もし部分的な形でやっていくのであれば、ここまでの間に、この期間はここまでやるよと。例えば岡信さんまではいついつまでにやる、その次に松鶴園さんまでいついつまでにやる、それから竹善さんまでいついつまでにやるみたいなやり方でもかまわないのかもしれませんが、安全性というのがこれは一番問われる部分だとは思いますが、現状でも月に一、二台、やはり俗に言う土管坂を逆走する車がいるわけですよ。見かけるだけでそれぐらいいるわけですから、だから、現状でもこの一方通行というのは余り認識されてない方もまだまだ高浜市内を通られるのかなという気がします。横着でやっているんじゃないで、知らずにやっているんですよ。

ですから、四十数年前も、それこそはっきり言ってエイヤーでやったわけですよ。先ほど言った渋滞緩和とか交通安全対策だとかということでやられたわけですから、今回もその部分はしっかりと検証しなければならないとは思いますが、そういったところを含めて役所のところに関しては一度考えてみてはどうかなと思います。

それで質問ですけれども、先ほど言った北の部分、こがねやさんから上がってきて、スギカさんに抜けるルートのことですけれども、そこら辺のところの見解、お考えをちょっと一度伺いたいですけれども。

○議長（幸前信雄） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 今、北川議員から、庁舎の建設後の交通体系ということで、出入り口も含めて御質問を頂戴いたしました。

先ほど行政グループのほうの回答の中で、まだ個別に県とか警察とは協議をしていません、今後協議をしていきますとのことで、実は私どもも、この一方通行のお話を碧南警察署のほうにお話に行ったときに、やはり市役所の形が変わるよということで、訪れる方、それから利用される方には、安全な方法が求められるということをはっきりおっしゃっておりますので、今の提案の中の一方通行の解除につきましては、今議員のお話の中にもございましたように、安全性と利便性というのは、一方通行に限っては本当に相反する部分がございます。そこら辺をきちんと地域の方に御理解をいただく、そういった情報を出しながら、当然これも、先ほど手順を申し上げましたが、町内会の御協力なしにはできないことですので、そういった部分も一度調

整をさせていただいて検討したいと。

それから、今お話に出ました北の部分の関係でございますが、実は警察署に聞きますと、やはりおっしゃったように完全に法令違反だよということでございます。数メートルですが、戻るといって、逆走しておるといってございますので、そういったものを、例えば、仮にさっき御提案があったような岡信さんのところまで、この役所の交通体系を考えて一方通行を解除するというな、仮に御同意が得られてやるということであれば、北の部分についてもパッケージ的に役所の周辺ということ考えられるのかなと、そんなふうに思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（幸前信雄） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） はい、わかりました。

何度も言いますけれども、私は一方通行を解除してほしいと言っておるわけじゃなくて、この機に一度考えるという、役所のほうから腰を上げるべきことかなと。それは何かと言ったら、一方通行解除という意味じゃなくて、結果として、住民の同意が得られなければ、地域の合意が得られなければ、それができないということですから、そこまで飛び越えてやれという話をしておるわけではないんです。そうじゃなくて、余りに整備を民間にお願いをして提案までもらっておいて、じゃ、何もしないのということが、おかしくないかという話です。

それと、先ほど言ったように43年たって、生活環境、交通事情が変わってきていることも事実なんですよね。もう一個言うと、もう一本西側の俗に言う旧道と言われる鬼みちの通りなんかは、本来だったら生活道路と言われるような道であります。日本の500選の散歩道にも選ばれておる道であっても、あれだけの車が、極端な言い方をすると、あそこは対面通行ですから、本町通り線と比べると倍以上の車が通るんですよね。もう生活道路じゃないんですよ。通勤のための抜け道になっておるといって、これも現状起こっておるわけです。だから、そういうところを含めて考えていくのに非常にいい機会ではないのかなということを思いますので、急いで手をつけるべきことだと思いますけれども、じっくりと住民の方々に御説明をしていただいて、その前に役所側の考え方、例えば先ほど言った市役所の駐車場に入るのに、今こういう問題があるんです。先ほど言ったこがねやさんからスギカさんのところでも、こういうルール違反が実際あるんですと。これをきちんと解消しなきゃいけないという一つの方向性を持って住民の方々に言っていけないと、もうどっちでもええわぐらいの話で、結局投げたボールが返ってくるようにボールを投げなければ、それはぜんぜん意味がないと思うんですよね。そういう意味合いも含めて、今回この質問をさせていただきました。

当然、その部分に関して、あと何が起こるかという、先ほど言った旧道と本町通り線から青木通り線まで考えると、東西の一方通行も考え直す可能性も出てくるかもしれません。そういったことも考えて、ぜひお願いしたいなと思います。

それから、僕も少しこの通りの方々にお話を伺いました。もうそろそろいいんじゃないのかなというお声もありますし、それから、昔は本町通りといって大きな商店街でありましたけれども、今は空き店舗も非常に多い。今オーナーさんが自分では店をやるつもりはないけれども、借りた人がいたら貸したいという方も見えました。今から、今後、次につなげていくためにも、そういう交通体系の見直しというのは、そこまでも踏まえてやっていくべきかなと。なぜかという、一方通行を解除するためには、先ほど言ったようにいろいろお金をかけなきゃいけないところがありますよね。これは市道ですから、市が金をかけなきゃいけないわけですよ。ですから、意向調査でこうなったから、じゃ、一方通行解除に金をかけるよという単純なものではなくて、その次のステップまでも考えて、これはだから、まちのにぎわいだとか、それから安全対策だとか、いろんなことも全庁的に考えてやっていただくということが、やっぱり一番重ねてお願いしておきたいというところでもあります。

というところで、交通行政についての質問なんですけれども、総括的に、副市長、何かお考えがございましたら。

○議長（幸前信雄） 副市長。

○副市長（神谷坂敏） 今、北川議員の御指摘の中で、本町通りの扱い、私は当時、本町通り、青木通りとも、駐車場がないということで、買い物に非常に支障が来すということで、一方通行にして車をとめてもらってもいいんじゃないかというようなお話を聞いた記憶がございました。

それとともに、今頭の中で考えておったのは、東西の道で、一方通行にしているところと、先ほど出ましたこがねやさんの前というのは交互通行させています、道は狭いですが。そういったことも思いながら、一度ちょっと全体的なシミュレーションが要るんだろうなというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（幸前信雄） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） それでは、最後になりますけれども、覚えがある方もあるかもしれませんが、八百甚さんの前で非常に大きな交通事故があったとき、それからチッタ高浜さんの隣のアパートで火事があったときに、このかいわいというのは交通網が全部遮断されて、青木通りがとまっちゃったものですから、非常にパニックになっていました。車がどこに行っても何ともならないという状況であった覚えがあります。

今、大都市の中では、交通BCPということをやられておることも聞いております。もしこの道が遮断された場合にはどういう回路をつくるんだというようなことを、これは行政とか、警察だとか、消防だとか、いろんなところが集まってやっているというお話も伺ったことがあります。図上訓練も含めて、そういうことも今後考えていかなきゃいけないということがありますので、そうしますと、今からそれこそ、きょうの一般質問にもありましたけれども、20年後の財政のことまで考えるのであれば、当然20年後は僕らはもういないからまあいいやじゃなくて、四十数年

前の話を今しているわけですから、同じように20年後のことも考えながら、交通体系、道路の行政のこともしっかりと考えていっていただきたいということを申し添えて、交通行政についての質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

それでは、続きまして、お待たせをいたしました、福祉行政について質問をさせていただきます。

今回は、介護予防・日常生活支援総合事業の取り組みについてということで御質問をするわけですが、これはこの4月から介護予防・日常生活支援総合事業、一般的には新しい総合事業という形で、高浜市がスタートをしたということで理解をしております。

これは、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民などの多様な主体が参画して、多様なサービスを充実することによって、支え合いの体制づくりを推進していくこと、これがポイントというふうに国のほうでは言ってみえます。

この総合事業というのは、全国一律で実施されていた予防給付の訪問介護と通所介護の2つのサービスの考え方を一新して、地域の実情に応じて事業展開、地域支援事業に移行するというところで、一般介護予防事業については、要支援・要介護状態の有無にかかわらず、全ての高齢者の方を対象に、また高齢者みずからも担い手となって、コミュニティーを活性化し、自宅に引きこもるような状態をつくらず、さまざまな交流の機会をつくり出すというものであります。

事業の実施に関しては、これは条例で定めれば29年4月まで猶予できるんですけれども、高浜においては今年4月からスタートということであります。

この質問の一番初めになるわけですが、この取り組みについて、全国の実施状況、それから県内の状況、それをお聞かせいただきたいことと、それから4月からスタートしなかった市町村というのが多々あると思いますけれども、そういったところに対して、どのような分析を持って見ておられるのか、まずもってそのところからお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（幸前信雄） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG（竹内正夫） それでは、まず全国の状況でございます。ことし1月時点での国の調査では、第6期の初年度、27年度に移行するのは、全保険者のうち7.2%の114保険者で、そのうち4月からの移行は全体の4.9%、78保険者と伺っております。

次に、県内の状況でございます。今年度中の移行は高浜市のみで、28年度の移行が7保険者、残りは29年度からと伺っております。4月からのスタート、移行については、明確なシナリオが描けず、慎重な対応をとっている自治体が多いというふうに伺っております。

移行しなかった要因といたしましては、事業の実施主体の確保が困難であるといったような、社会資源の確保の不足といったところが主な要因ではないかというふうに分析をしているところでもあります。

○議長（幸前信雄） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） ありがとうございます。

これは前からお話が出ておりましたけれども、特に県内では高浜のみということで伺ってありました。これは、介護保険導入時というよりも導入前から、導入に向けての準備を高浜もしてきました。そして、介護保険制度を地域で完結するというスタイルをずっと貫いてきた。さらには、福祉自治体ユニット等、厚労省との連携、あるいは情報網、あらゆるものを駆使して、国の動きをしっかりと見てきたからこそ、逆にある程度の準備ができていたのかなということを思います。

国では、提供されるサービスの種類というものも多々あるんですけれども、国が示しておる幾つかのものがありますけれども、それに対して、先ほど答弁でありましたように、全く準備ができてないというよりも、私がちょこっと聞いた話では、住民というんですか、担い手側の理解が全く、どう説明しても理解を得られないというところが多いということをお伺いしています。だから、多分、市町村側は保険者ですから、しっかりと勉強もされて動きも見きわめておって、準備もある程度されていたと思うんですよ、どこの市町村も。だけど、どうしても、事業所は特にいいんですけれども、これは後でまた話が出ますけれども、NPOだとか、ボランティアとかでも、その事業自体は担えるということになっているわけですから、そういったところも含めて考えると、どうしてそれをやらなきゃいけないのかみたいなイメージのほうが大きかったという話もお伺いしています。

ですから、そういう点でいうと、行政のほうの一方通行的な——一方通行という話は先ほどしたので余り言葉として適正じゃないですね——行政側からの押しつけ的なイメージではなくて、きちんと受け皿側もイメージを捉えていきながら、ともに進んできているのかなという気はいたしております。

それでは、次に先ほどもちょっと言いました提供されるサービスの種類についてお伺いをしたいと思いますけれども、国のガイドラインでは、現行の訪問介護とか通所介護に相当するサービスや緩和した基準によるサービス、これが1つ、そして住民主体によるサービスが1つ、それから保健・医療の専門職が短期集中で行うサービスというような3つの分け方をしておりますけれども、典型例も幾つか出してありますけれども、高浜市の場合は、スタートまでは非常に準備はしておりましたけれども、実際スタートを市がすることは短期間であったということで、これまで行っていたサービスをいかに円滑につなげていくか、移行するかというところが一番ポイントだったと思います。このサービス類型というのはどのようになっているのか、それぞれお聞きかせをいただきたいと思います。

○議長（幸前信雄） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG（竹内正夫） サービス類型でございます。

まず、介護予防・生活支援サービス事業における訪問型サービスでございますが、従来の事業所による現行の訪問介護に相当するサービスのほか、シルバー人材センターに御協力をいただき

まして、これまでのノウハウを生かした食事の支度や掃除、洗濯といった生活援助サービスを提供していただくことといたしております。

一方、通所型のサービスでは、従来の事業所による現行の通所介護に相当するサービスのほか、人員や設備など基準を緩和した通所型サービスをメニュー化するほか、これまで二次予防事業として市の保健師、それから看護師などが行っていたお元気ですか訪問、気軽に体操教室といった事業を短期集中予防サービスとして位置づけております。

一般介護予防事業につきましては、これまで一次予防事業として行っておりましたお達者健康教室や生きがい教室といった介護予防普及啓発事業、それから宅老所を初めとした地域介護予防活動支援事業を移行するほか、これまで積極的に取り組んでまいりました生涯現役のまちづくり事業、それから、いきいき健康マイレージ事業を一般介護予防事業として位置づけ、新たな介護予防事業としてスタートしているところでございます。

○議長（幸前信雄） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） わかりました。

やはり、受け皿というものが非常に大事であって、今言われたような形に移行できたというのは、こういうことを目して、こうなるだろうということを事前から準備しながらやってきたという、これはあかしだと思えますけれども、ただし、実際、こうなったからこうだよという端的なものではなくて、先ほども言いましたけれども、相手先のある話ですので、それぞれのところに円滑に移行するためのいろいろな御苦勞があったと思えますけれども、事業所等への周知、説明というものはどのように行われてこられたのか、お聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（幸前信雄） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG（竹内正夫） 事業所を対象としました説明会につきましては、ことしの1月と3月の2回実施をしております。このほか、事業者の連絡会などを通じて、丁寧な説明や対応を行いまして、御理解をいただけてきたところでございます。

説明会では、実務的な質問が多く出されておまして、その不安を少しでも払拭するために、随時、個別に相談を受けるほか、契約書や様式のひな形、こういったものを提供して、具体的な事務の流れについてのアドバイスも行ってきたところでございます。

○議長（幸前信雄） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） 多分、今、1月、3月に説明会をというお話もありましたけれども、事前から十分なコミュニケーションをとりながら説明もされてきたということは大体予想がつきますけれども、ただ、これが実際始まると、現場ではさまざまな課題が出てくる可能性というのがあると思うんです。ですから、そういう部分に関して、しっかりと相談窓口みたいなものは、当然、看板がある、ないはともかくとして、きちんと準備はされていると思えますけれども、逆に、事業所だとか受けていただく主体の方々に対して、定期的に集まっていただいてというようなこと

の何か取り組みはやられておるのか、あるいは考えがあるのか、お聞かせいただければと思います。

○議長（幸前信雄） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG（竹内正夫） 先ほどもお話をしましたが、事業所の連絡会というのが毎月開催をされております。その中で情報共有等を図っていくというふうに考えております。

○議長（幸前信雄） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） それでは、実務的な質問が多く出されてというお話が先ほどありました。今、月に1回、そういう会議も設けてやっていますよというお話がありますけれども、今後その中から新たな形が生まれてくる可能性というものも当然あると思うんです。手続上の問題ではなくて、こういうことってどうなんでしょうかと。まあ言えば、逆提案みたいなもの。今までであったものというのは、高浜市が結局、介護保険の今回の改正に合わせてというよりも、見越して準備をしてきたことであると思いますけれども、そうではないところ、今から新たにこういう取り組みというものも提案がその会議の中でもまた出されることもあるかというふうに思います。そういったものも十分に吸い上げていただいて、よりよいものにしていただきたいと思います。常に決まったことを決まってやるのではなくて、少なくとも、この世界というのは全部人間相手のことなものですから、そののところも十分な時間を設けていただきたいということを要望しておきたいと思います。

それでは、次に、この制度の普及・啓発について、市民に対して、しっかりとした説明をしてきておるとは思いますし、今後もしていかなければならないということも思います。これは最も重要であるというふうに思います。

このサービスを使っている高齢者の方々、そしてまた、その利用者の家族の方々、この方々が特に制度の改正というのがあると不安にしか思わないんですよね。ですから、この部分を感じることはないような配慮、これが十分な説明だというふうに思います。市民の方への普及・啓発というのはどのように行っているのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（幸前信雄） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG（竹内正夫） 市民の方への制度の周知、それから普及・啓発というところでございますが、まず要介護認定等を受けている方に対しましては、認定の更新のタイミングで個別に通知を行っているという状況でございます。

また、新たに窓口に来られた方に対しての一つのツールとしまして、オリジナルでパンフレットを作成いたしまして、地域包括支援センターの窓口を設置をして、相談時に活用をしているということでございます。直接窓口で説明をするということが一番効果的であるというふうに感じているところでございます。

○議長（幸前信雄） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） 今、要介護認定の更新のタイミングと、それから新たに相談に来られたときというお話がありましたけれども、もちろんそのときというのは大事なんですよね。絶対に説明しなきゃいけないと思うんですけども、パンフレットをつくられておるんですけども、そのパンフレットの活用の部分の中で、高齢の方とか、それから利用者の家族の方というのは、結構、横の連携という言い方は失礼ですけども、うちはもうこうこうで、おじいさんがこうで、おばあさんがこうとかいう話をほかの家族としたりだとかということも今は結構あると思うんですけど、そこが情報交換の場であったりもするわけですよ。そうすると、こう変わった、ああ変わったという言葉だけがひとり歩きをして、違ったふうに理解をしてしまっただけから来られると、もう耳がそういう耳になっている方というのは、聞き方がもうそういう聞き方ですよ、きつと。ですから、そういう方ばかりではないと思いますけれども、でも実際はそういうところのない部分でしっかりと御説明をしていただくのが一番いいわけですよ。ですから、やっぱりパンフレット等は、例えばいきいきの会合のときだとか、ああいったときなんかでも、そういうものを配ることが失礼に当たるのかもしれませんが、実際やっぱり情報として知っておってほしいなという場面では、どんどんとそのパンフレットを使っていただいて、事前にしっかりと皆さん方に御理解をいただくということがすごく大事なことかなという気がします。一人でも多くの理解をした人をつくるのが、一番この普及・啓発の近道だというふうに思いますので、そのところも上手に使っていただきたいということもお伝えをしておきたいと思います。

それでは、次に、これは少し前も委員会か何かで、前期ですかね、聞いたことはありますけれども、サービス利用の流れについてお伺いをしたいと思います。

新しい総合事業を導入することで、相談からサービス利用までの流れがこれまでと変わってきておるわけですけども、介護予防・生活支援サービス事業によるサービスのみを利用する場合は、要介護認定を受けずに、基本チェックリストで本人の状況を確認するだけで、サービスを利用することができて、迅速にサービス利用につながると。これはメリットだというふうに思いますけれども、それがありません。

これまでは、高浜市は地域包括支援センターが窓口となっておって、本人の状況とかサービス利用の意向を聞き取って、要介護認定の申請を受け付けてきたと。この順番だったと思いますけれども、具体的に、現状、相談窓口からサービス利用までの流れがどのように変わったのか、一度御説明をいただきたいと思います。

○議長（幸前信雄） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG（竹内正夫） サービス利用までの流れということですが、新しい総合事業がスタートしてからも、これまで同様、地域包括支援センターが相談の窓口ということになります。本人の状況を確認するためのツールとして、新たに基本チェックリストを用いるということになりますが、明らかに要介護認定が必要な場合、例えば寝たきり状態にある場合や認知機能

の低下や問題行動により目が離せない状態にある場合、また訪問介護や通所介護以外の予防給付、それから介護給付によるサービスを希望する場合は、基本チェックリストは活用せずに要介護認定の申請を受け付けるということになります。

基本チェックリストによる振り分けといったことが問題視をされておりますが、高浜市の場合は、地域包括支援センターの専門職が、本人の相談内容や希望するサービスなどを丁寧に聞き取り、総合事業の趣旨をしっかりと説明した上で、本人やその家族の理解、納得をいただきながら進めている、そういった状況でございます。

なお、基本チェックリストの結果、国が示す基準に該当した場合は、要介護認定を受けずにサービス事業対象者としてサービスを利用することになりますが、サービスの利用に当たっては、地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントが行われることになっております。

○議長（幸前信雄） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） ありがとうございます。

今伺うと、非常に丁寧な対応をしていただいておりますというふうに思いますけれども、それこそ先ほど言った振り分けとか、それから振り分けで介護認定に至らない場合を「介護外し」という言い方で、それこそマスコミもそういう言い方で言っちゃっているような話があって、言葉が非常に悪いわけであって、実際そういう話ではないんですけども、まだまだ、ちまたもそうですけれども、例えば要介護度が改善すると何か損をしたみたいな言われ方をする方がいるんですよ、実際。例えば病気でよくなったら喜ぶのに、介護認定で改善されたら損したみたいな話がいまだに出るということです。ですから、先ほど言ったように、介護認定に至らないということは、非常にありがたい、その方にとっては本当にありがたいことだねと、みんなで喜んであげればいいぐらいなんだけれども、どうして私は要介護認定してくれないのみたいな話が出てしまうというのは、介護保険の制度自体、それから高浜市が取り組んでいること自体、その考え方も含めて、それが十分に伝わっていないというところだと思うんですよ。ですから、先ほど言ったみたいに、まだまだ対象じゃない方であっても、それを常日ごろから言い続けていかなければ、これは保険ですから、保険というのは途切れたらもうお手上げなんですよ。これを将来にわたって継続するためにどうしたらいいかということを考えてやっていくわけです。高浜市は保険者ですから、現状では誰も助けてくれないんです。金が足らなくなったら、自分ところの金を入れるしかないんですよ。それを考えると、いかに多くの理解者をつくるかということしかないと思うんです。

私は、よく皆さんに言うんですけども、介護保険というのは誰のために入っているのかわかっていますか、自分のためじゃないですよ。例えば自分自身でいうなら、僕の奥さんだったり、僕の子供であったり、あるいは孫であったりのために入っているんですよ。生命保険と一緒にですよ。死んじゃったら生命保険は自分のところには来ませんもん。そういうことをよく言うんですよ。非常に大ざっぱな言い方で、本当に人によっては耳ざわりが悪い言い方かもしれませんけれ

ども、でも十分な理解をしていただくというところは、やっぱりそういうところから入るのかなという気がします。

ですから、さっきからのお話、繰り返しになりますけれども、どうしても損をしたとかというようなイメージを持たれないためには、やっぱり介護保険制度の考え方、高浜市の考え方、今までやってきた取り組み、そういったものをきちんとお伝えをすること、それをぜひともお願いしたいと思います。

それでは、続きまして、基本チェックリストについて伺いたいと思います。

基本チェックリストは、市の介護保険担当者で行うということが認められている中で、その制度について課題があるとまだまだ言われております。この部分で高浜市として何か工夫をされていることがあれば、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（幸前信雄） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG（竹内正夫） 高浜市の場合は、直営で地域包括支援センターを運営しております。保健師などの専門職が窓口対応を行っているということは、他市にはない強みであるというふうに考えております。チェックリストについても、専門職が基本的に行うということになりますので、他市と比較しても、その精度は高いというふうに思っております。

また、新しい総合事業のサービス利用に当たりましては、介護予防マネジメントの一環として、地域包括支援センターの職員が利用者の自宅に訪問して本人と面接するといったことが必要となります。したがって、専門職による二重のチェックといったものが働いており、よりの確に本人の状況が把握できているというふうに思っております。

○議長（幸前信雄） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） よくわかりました。

今お話にあったように、高浜市というのはコンパクトな部分というのがこういうところに生かされるなということを思います。実際、地域包括支援センターを直営で単独でやっておるということはありませんよ、ほかのところでは。いろんな事業所に委託で出して、包括支援センターが市内に10カ所ありますみたいなどころなんて多々あるんです。そういったところと比べると、今、コンパクトだからこそ、本当に手厚いやり方ができると。そして、また1カ所でやるということによって、差が生まれないというところにつながっていると思います。ぜひこの強みともものをもっともっと生かしていただきたいということを思います。

それでは、次に、新しい総合事業の実施に当たって、この目玉とも言える部分ですけれども、市町村に求められる取り組みですが、市町村が知恵を絞って、要支援者等の選択できるサービス・支援を充実させるということで、住民主体のサービス利用を促進することがございます。既存の介護事業所によるサービスに加えて、先ほどもちょっと話を出しましたNPOとかボランティア等、多様な主体によるサービスや介護予防をさせるということが許されるわけです。

問題はこれをどう構築していくかというところだと思いますけれども、先ほど他市ではこれが移行できない大きな理由の一つであるという答弁もございました。そういう点でいうと、今後、この受け皿となるNPOとかボランティア、こういう団体の育成というものをどのようにお考えなのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（幸前信雄） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG（竹内正夫） 多様なサービスが担える実施主体を発見し、育成するという事に当たりますとは、市として戦略的な取り組みがある意味必要なというふうを考えております。とりわけボランティアにおきましては、手が上がるのを待っているだけでは、当然ほとんど集まらないというふうに思っております。まずは今ある組織、それからボランティア団体などが地域の中でどのような役割や機能を果たしているのかといったことを丁寧に洗い出して、どのような貢献をしているのかといったことも評価していくということが大切であるというふうに思っております。その上で、実績を持つ組織を軸に多様なサービスをふやしていくことが、効果的かつ効率的ではないかというふうに考えております。その役割を担うのが、国が示しております生活支援コーディネーターであり、協議体であるというふうに考えております。

○議長（幸前信雄） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） ありがとうございます。

生活支援コーディネーターというのは、非常に重要なポジションだというふうに思いますし、それから協議体というものは、非常にこれも重要なものであって、いち早く整備をしていく必要があるということをおっしゃっていただいておりますけれども、基本的に、この協議体と生活支援コーディネーターというのは、第6期の介護保険事業計画の中では、介護保険審議会を母体とした研究会を設立して、その中でコーディネーターの配置とか担当範囲とか協議会のあり方など検討していくということになっておりますけれども、これはこれで僕はいいと思います。いいと思いますけれども、実際、生活支援コーディネーターをどのレベルで配置していくかというところが重要になってくると思うんですけれども、今言った第6期の事業計画の中で言っておる研究会を設置するというものは、もう開かれたんですか。開かれておって、その中で話は出てるのか。ちょっとここを確認したいんです。

○議長（幸前信雄） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG（竹内正夫） 結論から申し上げますと、まだ設置はしておりません。まだ開かれておりません。今後、審議会等と検討しながら、設置、研究をしていくというところでございます。

○議長（幸前信雄） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） これはもう急いで進めていかなければならないと思いますけれども、行政的な考え方としては、ある程度持った中で進めていかないといけないのかなということをおしま

す。これはやっぱり介護保険の中での話になっていきますから、当然一連の流れなんですよ。これだけを突出して何かをやるというわけではないものですから、ぜひ早急に立ち上げをしていただいて、御意見を伺いながら、一定の方向性を持って進めていただければということをお思います。

これは当然、生活支援コーディネーターの配置と、それから協議体の話もそうですけれども、もう一個は地域の巻き込みですよ。早い段階から地域に説明をしていって、地域の方々にも十分に担い手として活躍をしていただくということが必要になっていくというふうに思います。

この辺のところ、地域の方々への御理解をいただくための説明というものはどのようになっているのかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（幸前信雄） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG（竹内正夫） 地域への説明といった部分については、当然、非常に重要な部分というふうに思っております。今後のあり方を考えるに当たりましては、地域ケア会議のような意見交換の場を地域の中に持っていきたい、そういった考えでおります。

説明に当たりましては、地域の皆さんに、先ほど議員のほうからもお話がありましたように、高浜市における介護予防施策を初めとした高齢者施策の考えをしっかりとお伝えをして、御理解をしていただいた上で進めていきたいというふうに考えております。

○議長（幸前信雄） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） それでは、今言った地域の方々の御理解というものをいただいた上で進めていくというのは、これはもう当たり前の話なんですけれども、介護保険制度というのは、制度制定のころから言われておりましたけれども、いわゆる地方分権の試金石だと言われております。これはもう15年ですから、高浜でいうと、もう20年近く前から、そういう思いでもって森前市長のころから進めてきたことであります。ですから、今回の新しい総合事業の本質というのは、まさに地域づくり、いわば我がまちづくりみたいな部分、もう一步踏み込んだ地方分権の試金石であるのかなということをお思っています。

ですから、逆に言うと、高浜市がこれまで取り組んできたことがそのまま出ているだけで、決して新しいものを今からやるんだという話じゃないんですよ。これがすごく大事なところで、そこが伝わらないと、特に地域の方々は何を思うかということ、またこんなこと持ってきたぞという話になってしまうんですよ。ですから、今まで皆さんがやっていることでいいんですよというところをしっかりと伝えないと、初めから要は門戸が狭くなってしまったりだとか、門戸が開いてないだとかというような状況になってしまうと、さっき言ったように地域ケア会議どころの話じゃないですよ。そこにこんなことで呼ばれちゃったけどどうしようみたいな話になってしまいますので、十分に、何度も言いますけれども、この中身というものをしっかりとお伝えしていただくことが大事だということをお思います。

それから、余りもう時間がないものですから、ちょっとはしよりますけれども、特に今回、国が介護予防事業の考え方を大きく変えて、機能回復訓練など高齢者本人へのアプローチだけでなく、生活環境の調整とか、地域の中に生きがい、役割を持って生活できるような居場所と出番づくり、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスのとれたアプローチが重要であるということを出し立てしております。これは、何を指して言っているのかということ、まさに高浜がこれまで進めてきております生涯現役のまちづくり事業そのものであるなということを感じるわけであります。

逆に言うと、この取り組みが国に影響を与えておるのかなというぐらいのことではないかというふうに思っていますけれども、生涯現役のまちづくり事業が今後の高浜市の介護予防事業の中核を担うということになるというふうに私は思っておりますけれども、積極的に高齢者の通いの場である健康自生地をふやすとともに、近い将来には健康自生地が介護予防とか生活支援サービス事業に移行していく、予防給付の受け皿となるというぐらいのことまでを仕組んでいただきたいというふうに思います。仕組むというのは、こちらからお願いするという意味じゃなくて、向こうに気がついてもらってやっていただくというイメージが、私の中では一番それが望ましいなというふうに思っていますけれども、そこで、高浜市としてこの一般介護予防事業をどのように育てていくのかということ、考えがありましたらお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（幸前信雄） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） まさに、北川議員がおっしゃっていただいたとおりで思っております。

実は、健康自生地を予防給付の受け皿として育てていくという視点が非常に重要であるというふうに考えております。健康自生地のような高齢者の通いの場が地域の中で多数生まれていきますと、そこに集まってくる人たちの間で、きょうは誰々さんが来てないねといったような住民同士の見守りの機能が生まれてくるというふうにも考えております。そして、それがさらに進むようなことになると、生活支援の活動というのでも生まれてまいりまして、参加者に要支援の方がふえてくる。そういう場合には、住民主体の通所型サービス、こういうものにもなり得るのではないかと考えております。その中で、例えば買い物に同行することができるようになってくるということになれば、十分住民主体の訪問型サービスに発展するというふうに考えております。

全ての健康自生地というものがサービス化する、これは難しいというふうに考えてはおりますが、地域の中で発展的に取り組みが生まれる可能性があるという意味で、健康自生地を将来的な住民主体の通所型サービスに発展させていくというビジョンを持って進めたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（幸前信雄） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） ぜひ今部長がおっしゃられたようなビジョンをしっかりと持って、それを持っているだけじゃだめなんです。やっぱりしっかりと発信をしていっていただくというところ、ぜひともそれをお願いしたいと思います。

それで、これまでまいてきた種というものは、多分我々議会のほうもそうですけれども、生涯現役のまちづくり事業みたいなものも、今後これがどうなっていくんだという話もあったと思うんですよ。平成23年ですから、もう4年目ですものね。だから、一番初めは我々も夢のみずうみ村を見にいった、現場を見て、これをまち全体でやるんだというイメージはできたんです。でも、これをまち全体でやってどうするのというような部分であったんですけれども、今回、この総合事業の中の移行をしていく姿を見ていって、今後、生涯の現役まちづくり事業というものがさらにその総合事業の中核になっていくんじゃないかなということを思い始めると、やっぱり今までまいた種がようやく芽吹いてきたのかなということがわかってきました。

ですから、そここのところをかかわった方々はわかっていると思うんですけれども、問題なのは、そこを使われる方というのは、今までかかわっていない方なんですよね。年とともにそこにかかわりが深くなっていくだけであって、ぜひそここのところを早い段階からかかわる方を多くすることによって、そういう発信力もまた強まるのかなという気がします。

メディアでいろいろ取り上げられたりもしますけれども、残念ながら放映時間が短かったり、新聞の地方過ぎたり、それから結構マニアックな雑誌過ぎて、一般の人の目に触れなかったりだとかということで……

○議長（幸前信雄） 北川議員、残り3分です。

○13番（北川広人） そういうところもありますので、ぜひ市民同士の中の語らいの中で発信していくというのが望ましいのかなという気がいたします。

新しい総合事業というのは、さっき言いました地域づくりであるというふうに言いましたけれども、自治体の実情に応じて個性豊かな地域づくりを行うことを推進していくためのツールなんです。総合事業のために何をするのかということではなくて、総合事業を活用して何をするのかという考え方で進めていくべきかなということを思います。それをやることによって、巻き込まれる方も多くなりますし、それから、それでもって新たな今まで考えもしなかった主体が受け皿として生まれてきたりということも考えられます。ぜひ行政中心で、地域を巻き込んで、高浜市の高齢者対策に対しての仲間づくりをしっかりとやっていただきたいということを思います。

最後に、市長、余り時間がございませんので、介護保険制度がスタートしてから今まで進めてきた部分の中で、高浜市としてはさまざまな取り組みをやってまいりましたけれども、今後の地域づくりに対しての展開とかランドデザインみたいなものがあれば、お聞かせをいただければと思います。

○議長（幸前信雄） 市長。

○市長（吉岡初浩） 北川議員には、いろいろと見識のある御意見をいただきまして、ありがとうございました。

実は、介護保険制度というのはなぜできたかという、これは皆さん御承知のように介護の社会化ということです。その柱の中に、介護保険というのは自立支援なんだと書いてあるんですよね。介護の社会化をやっていく中で、我々も介護予防というものが制度の中に入っている中で、実は少し保険制度の中に……

○議長（幸前信雄） 市長、残り1分です。

○市長（吉岡初浩） unnecessary部分が踏み込まれてしまったのかなという気がします。

第6次の介護保険の事業計画のときに、これは何をやっているのかという、地域包括ケアを目指したグランドデザインを書いていく、その序章になるんだろうと私は思っています。新しい総合事業というのも地域包括の一部だろうというふうに思います。先ほど介護保険の一番成り立ちの話をしましたけれども、それはなぜかという、もともと自立支援だから在宅だと。在宅だから、より近いところで在宅を支えていくんだろうという中では、まさに事業者じゃなくて、地域なんですよ。地域の中でどう支えていくかというのが、実は介護保険の最初のところからあったんだと。その流れでいくと、我々は何も新しいことをやっていないというふうに思っていますし、その中でいけば、この総合事業の中で、地域の一員として皆さんが果たしていく役割を見つけていくのが、これからの総合事業の一番の要であるというふうに思っています。

少しわかりにくいですが、御説明をさせていただきました。ありがとうございました。

○議長（幸前信雄） 本日は、これをもって一般質問を打ち切ります。

あすは、引き続き午前10時より再開いたします。

本日は、これをもって散会いたします。長時間、御協力ありがとうございました。

午後4時46分散会
